

法学部 自己点検・評価報告書

1-1 理念・目的

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p>(理念・目的等)</p> <p>○ 大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性</p>	<p>【現状】</p> <p>「権利・自由」「独立・自治」という建学の理念は、創立130年を迎えようとする現在の法学部においても教育の基本理念となっている。もちろん、国際化・情報化が急激に進展しつつある現代社会のなかで、建学の理念を具体化することは大きな課題である。</p> <p>この課題にこたえるため、現在の法学部は、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という目的を掲げ、建学の理念に新たな内容を含めようとしている。そのため、豊かな教養教育に加えて、2005年度からは「法曹コース」「公共法務コース」「ビジネスローコース」「法と情報コース」「国際関係法コース」という5コース制を導入し、激動する時代にも対応しうる良き市民の育成を図っている。すなわち、「法曹コース」では法科大学院時代における基礎的法曹教育を、「公共法務コース」では市民サービスとしての法学教育を、「ビジネスローコース」では法令遵守を必須とする国際ビジネスシーンにも対応しうる企業法務教育を、「法と情報コース」では情報技術にまで踏み込んだネットワーク時代の法学教育を、「国際関係法コース」では外国の文化や歴史をふまえた広い視野からの法学教育を目標とし、教員一人ひとりがこのような目標を共有し、その実現に向けて努力している。</p> <p>【長所】</p> <p>大きく変化しつつある現代社会に対応できる人材を育成すべく、5コース制を採用している。教育目標を教員・学生が共有するため、少人数ゼミナールを核とする<教育の親密圏>の創出によって、人間性涵養と先端的法学教育を行なっている。よりきめ細かな教育を実施するため、多人数授業の解消を進めている。</p> <p>【問題点】</p> <p>2008年度に、新コースによる卒業生をはじめて出したため、まだ新コース制の評価が定まっていない。多人数授業の解消など適正規模の教育環境の実現が不十分である。設置科目の約半数を兼任教員が担当する教育からの脱却が求められる。</p>	<p>新コース制による卒業生の進路等を調査し、教育理念・目標の適切制ならびに新コース制の効果を検証する。</p> <p>長中期的目標として、現行の900名定員を700名へ削減することを含め、教育環境の適正規模実現に向けて、「法学部将来計画検討委員会」において検討中である。あわせて兼任教員に依存する教育を改めるべく専任教員の増員・補充を計画している。</p>
<p>○ 大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性</p>	<p>【現状】</p> <p>理念・目的・教育目標等については、大学ガイド、学部ガイド、ホームページ等を通して一般への周知を図ると同時に、学生・教員には授業・各種ガイダンス・印刷物・掲示・ネットを介したニュース配信等によって目標の共有を目指している。兼任教員と懇談会を開催し意見交換をしている。</p> <p>【長所】</p> <p>インターネット上のポータルページを含め多様な</p>	<p>兼任教員への各種依頼文書等に適宜教育目標等についてのメッセージを加える。</p>

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
	<p>媒体を通して学生および教員の学部理念等の共有が可能となっている。ポータルページについては90%以上の学生が利用している。</p> <p>【問題点】 兼任教員との接点が少なく、教育目標の共有が不十分である可能性がある。</p>	
<p>(理念・目的等の検証)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況 	<p>【現状】 社会の変化や社会的要請に対する学部理念の適応度を検証するため「カリキュラム運営専門部会」を設置し、コース制、カリキュラムの有効性・実効性を検証し、時代の要請に即応しうるカリキュラム内容の見直しを図っている。また、在学生に対するカリキュラムについてのアンケート調査、卒業生に対する進路調査を通して、学部目標の実現度・社会的貢献度を検証している。</p> <p>【問題点】 定量的な検証指標の策定が必要である。</p>	<p>卒業生へのアンケート調査の充実、卒業後の追跡調査、各種外部データの参照など、学内各部署と連携し、検証手段を充実させる。</p>

1-2 理念・目的に基づいた特色ある取組み

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
	<p>【現状】 本学部では、近年の国際化、情報化の著しい進展に対応した法学教育の一環として「英語で学ぶ日本法プログラム」を開設し、日本法の基礎を英語で学ばせ、日本法を英語で外国に紹介し、また将来自らの職務においてその専門知識を活用できるような能力を身につけた学生を養成することを目指している。</p> <p>またオーストラリアの西シドニー大学法律・ビジネス学部と提携して、「西シドニー大学との協働による法学教育」プログラムしている。サマーロースクールの参加者は2006年度6名、2007年度23名、2008年度12名であった。同時に、教員による西シドニー大学との共同ワークショップを開催している。</p> <p>さらに国際化を推進するため、夏期休暇中に外国人に英語で日本法を伝える「Meiji University Law in Japan」プログラムを計画している。</p> <p>【長所】 「英語で学ぶ日本法プログラム」及び「西シドニー大学との協働による法学教育」プログラムを実行することにより、学生が法学の研究においてはもとより、高度の外国語運用能力と異文化への深い理解を得ることが期待される。また、外国ロースクールへの進学、外国の法曹資格の取得への足がかりとなりうる。</p> <p>【問題点】 サマーロースクールへの参加学生が少ない。学生</p>	<p>●「法学部国際交流・留学支援委員会」において、オーストラリアに限定することなく、イギリス・アメリカ・カナダ等、複数の海外夏期研修制度の導入を検討している。また教員負担の軽減方法についても同委員会で検討している。</p>

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
	の引率、ワークショップ参加等、教員の負担が大きい。	

2 教育研究組織

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
○ 当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織構成と理念・目的等との関連	<p>【現状】 教育研究組織としては、学部と研究科がある。 学部では、教育理念・目標を実現するためカリキュラム改革を行い、2005年度より「法曹コース」「公共法務コース」「ビジネスローコース」「法と情報コース」「国際関係法コース」からなる5コース制を実施している。各コースにはコース主任及び副主任が置かれ、コース主任は「カリキュラム運営専門部会」に所属し、カリキュラム運用上の問題に対処することで教育目標の実現に寄与している。 学部の附属機関として「法律研究所」があり、紀要を定期的に発行するほか、法学研究会を開催し、研究成果の公表ならびに教育資源の共有を図っている。また、学生と教員の親睦・研究促進のための組織「法学会」が、「法学会誌」を発行するなど、正課および課外における学生の学習研究活動を促進している。 法学研究科には博士前期課程と博士後期課程があり、それぞれ公法学専攻と民事法学専攻が設けられている。 大学の機関としては、「国家試験指導センター」のもとに「法制研究所」が置かれ、和泉地区の「基礎法学研究室」、駿河台地区の「法科特別研究室」「法学研究室」「司法研究室」「駿台法科研究室」「現代法研究室」の計6研究室で構成されている。 また、明治大学博物館の中には、「刑事博物館」が置かれている。</p> <p>【長所】 従前の「法職コース」、「総合法律コース」及び「国際法文化」コースの3コース制を5コース制により細分化することにより、学生の進路に応じたニーズに適うきめ細かい教育が可能となっている。また、「法学会」等との連携をとおして教育目標の実現が可能となっている。</p> <p>【問題点】 法科大学院修了者を対象とする新司法試験の開始、現行(旧)司法試験合格者の漸減という環境の変化の中で、上記「法制研究所」の役割が明確になっていない。</p>	<p>●遅くとも2010年までに左記「法制研究所」各研究室を再編統合し、法科大学院修了者に対する新司法試験合格支援機関とすることによって、法科大学院卒業後新司法試験合格に至るまでの学習の場を確保する。</p>
・ 当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況	<p>【現状】 カリキュラム運営を中心とした教育組織を検証するため、「法学部将来計画検討委員会」のもとに「カリキュラム運営専門部会」が設けられている。また、「法学部人事計画委員会」においても適切な教員組織のありかたを検討している。加えて、各科目群主任が合議を開き、教育内容の検証に努めている(総合教養科目群主任、国語・論文</p>	<p>履修データ、成績データ、授業アンケート等の統計値を参考に、教育組織としての適切性を評価する。</p>

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
	<p>演習科目群主任, 情報科目群主任, 言語・言語圏文化科目群主任, 保健体育科目群主任, 法律基礎科目群主任, 法律関連科目群主任, 共通ゼミ科目群主任, 法曹コース科目群主任, 公共法務コース科目群主任, ビジネスローコース科目群主任, 国際関係法コース科目群主任, 法と情報コース科目群主任)。</p> <p>【長所】 2008 年度より科目群主任・コース主任を「カリキュラム運営専門部会」のメンバーとすることで、教育組織を多角的に検討することが可能となっている。</p> <p>【問題点】 組織の妥当性を定量的に検証する手段が明確でない。</p>	

3 教育内容・方法等

(1) 学士課程の教育内容・方法

① 教育課程等

学部・学科等の教育課程に関する目標		
<p>【目的・目標】 本学部は、本学の創立理念である「権利・自由」「独立・自治」の精神のもと、現代の国際化社会、情報化社会においてこの精神を実現すべく、「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」を教育理念・目標として掲げている。これが目指すところは、国際化した現代社会のなかで、人間の原点を忘れず、法的視点を社会に生かしていくことができる人材の育成である。</p>		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p>○ 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系的(大学設置基準第 19 条第 1 項)</p>	<p>【現状】 上記の目標を達成するため、2005 年度実施のカリキュラムからは、法律関係科目として、「演習科目群」「法律必修科目群」「コース科目群」「自由選択科目群」の 4 つの科目群を配置し、さらに「総合教養科目群」「日本語科目群」「情報科目群」「外国語科目群」「保健体育科目群」の 5 つの科目群を配置している。多様な科目を体系的に配置することによって、「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」という学校教育法第 52 条及び「大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」とする大学設置基準第 19 条の要請に込えている。</p> <p>【長所】 学生の進路に対応した 5 コース制を採用し、それぞれのコースにふさわしい科目を配置して、コースの特色を出して</p>	<p>年度ごとに「将来計画検討委員会」の専門部会でカリキュラムの妥当性について学年の年次進行に応じて問題点を洗い出し、検証する。そのため「カリキュラム運営専門部会」を定期的で開催する。</p>

	<p>いる。また、多様な分野の法律教育、基礎法教育、比較文化教育、教養教育、外国語教育、リテラシー教育、身体コミュニケーション教育等により、自ら批判的に問題解決することのできる学生の養成を念頭においた教育が可能となっている。</p> <p>【問題点】 新カリキュラムであるため、適切性・有効性について年次ごとの不断の検証が必要である。</p>	
<p>○ 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ</p>	<p>【現状】 2005年度から実施のカリキュラムでは、「日本語科目群」「外国語科目群」「保健体育科目群」「法律必修科目群」を必修とするほか、「哲学Ⅰ・Ⅱ」「倫理学Ⅰ・Ⅱ」「ことばの文化Ⅰ・Ⅱ」「心理学Ⅰ・Ⅱ」「社会思想史Ⅰ・Ⅱ」「生命と人間Ⅰ・Ⅱ」等の「総合教養科目群」に属する科目や「情報科目群」に属する科目を自由選択科目としている。「法律リテラシー」「教養基礎演習」を必修としている。また、それぞれの法律専門科目においても、法そのものがもつ倫理性を通して、倫理性が培われている。</p> <p>【長所】 専任教員が少人数の学生を受け持ち、学生の総合的な教養力・判断力を涵養する「法律リテラシー」及び「教養基礎演習」を必修科目とし、さらに多様な演習科目を年次ごとに配置することで、学生の人格ならびに倫理性を培うことが可能なカリキュラムとなっている。</p>	
<p>○ 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性</p>	<p>【現状】 2005年度より実施のカリキュラムでは、「法律必修科目群」すなわち「現代法入門Ⅰ・Ⅱ」「憲法(人権)Ⅰ・Ⅱ」「民法(総則)Ⅰ・Ⅱ」「刑法(総論)Ⅰ・Ⅱ」を1年次配当の必修科目(16単位)とした上で、「法律リテラシー」「教養基礎演習」を必修とし、「法曹コース科目群」「公共法務コース科目群」「ビジネスローコース科目群」「国際関係法コース科目群」「法と情報コース科目群」のうち各区分で定められた単位を44単位以上選択必修科目として修得しなければならず、また、各コース科目群に「コース専門法律科目」「コース展開・先端科目」「基礎法科目」「外国法科目」「コース専門文化科目」等を配置することにより、「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という教育理念・目標に応え、学校教育法第83条に適合するようにしている。</p> <p>【長所】 学生の適性・関心・進路に応じたコースごとに特色ある専門科目が履修可能になっている。</p> <p>【問題点】 カリキュラムに対する年次ごとの検証が必要である。</p>	<p>授業改善アンケートの実施等を通じて問題点を洗い出し、「カリキュラム運営専門部会」で年次ごとにカリキュラムの妥当性を検証する。</p>
<p>○ 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」</p>	<p>【現状】 2005年度以降実施のカリキュラムでは、「総合教養科目群」に「人文」系列(「哲学Ⅰ・Ⅱ」「倫理学Ⅰ・Ⅱ」「ことばと文化Ⅰ・Ⅱ」「心理学Ⅰ・Ⅱ」「芸術Ⅰ・Ⅱ」の各科目)、「社会」系列(「政治学Ⅰ・Ⅱ」「経済学Ⅰ・Ⅱ」「社会学Ⅰ・Ⅱ」「歴史学Ⅰ・Ⅱ」「社会思想史Ⅰ・Ⅱ」)、「自然」系列(「物質と宇宙</p>	<p>授業改善アンケートの実施等を通じて問題点を洗い出し、「カリキュラム運営専門部会」で年次ごとにカリキュラムの妥当性を検証する。</p>

<p>するための配慮の適切性</p>	<p>I・II」「生命と人間 I・II」「数理と情報 I・II」「エネルギーと環境 I・II」「科学と技術の歴史 I・II」の各科目)及び共通講座系列(「自由講座」「総合講座」の各科目)を配置し、12 単位を選択必修としているほか、「法律リテラシー」「教養基礎演習」を必修としていることにより、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮がなされている。</p> <p>【長所】 「法律リテラシー」「教養基礎演習」を必修とすることにより「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮がなされている。</p> <p>【問題点】 カリキュラムに対する年次ごとの検証が必要である。</p>	
<p>○ 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性</p>	<p>2005 年度以降実施のカリキュラムでは、English, ドイツ語, フランス語, 中国語, スペイン語, ロシア語, 及び日本語(留学生)のうちからいずれか2言語を選択し、合計 16 単位を必修としている。会話を中心とした学部間共通外国語科目も 8 単位を限度として自由選択科目として認定される。加えて 4 年次まで継続的に外国語科目を選択できるような科目配置を行っている。</p> <p>また、専門科目として「英語で学ぶ日本法プログラム」の一環として「Introduction to Modern Law I・II」, 「Business Law in English I・II」を設置し、英語を母国語とする教員が講義を行っている。さらにオーストラリア西シドニー大学法律・ビジネス学部と教育・研究交流協定を締結し、夏期休暇中に3週間の短期研修が可能となっている。</p> <p>【長所】 1 年次から 4 年次まで多様な外国語科目を継続して履修することができる。「英語で学ぶ日本法プログラム」では日本法の基礎を英語で学び、将来自らの職務上でその専門知識を活用できるような能力を身につけることが可能となる。</p> <p>【問題点】 同一外国語・同一クラスの中でも、習熟度に偏りが見られる。</p>	<p>習熟度別クラスを一部導入するなど、外国語能力をより高める授業方法を「カリキュラム運営専門部会」で検討する。</p>
<p>○ 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性</p>	<p>【現状】 下記の表を参照のこと。</p> <p>【長所】 専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目がバランスよく配分されている。</p>	

[法学部開設科目]

(単位:科目・%)

学科等	分類	科目数	全体からの割合
学科共通科目	一般教養的授業科目	325	18.5%
学科共通科目	外国語科目	626	35.7%

学科共通科目	専門教育的授業科目	804	45.8%
合 計		1,755	100.00%

○ 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況	<p>【現状】 教養教育の実施については教養科目委員会，専門科目については専門科目委員会の審議を経た上で，最終的には教授会がその責任を負う。</p> <p>【問題点】 和泉校舎と駿河台校舎に分断されているため，基礎教育・教養教育及び専門教育の一貫した実施・運営に困難の生じる場合がある。また，各科目群と各コースとの関連が曖昧である。</p>	駿河台校舎または和泉校舎での4年間一貫教育の実現に向けて，検討に入る。各科目群と各コース制の関連をより明確にするため，カリキュラム運営専門部会等で検討する。
-------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------

○ カリキュラム編成における必修・選択の量的配分の適切性，妥当性	<p>【現状】 下記の表を参照のこと。</p> <p>【長所】 コース制を採用しているが，多様な選択科目が設置され，学生の自立性を尊重した教育が可能となっている。</p>	
----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

[必修単位・選択科目の単位数]

学 科	必修単位数 (選択必修科目含む)	選択単位数	卒業に必要な 単位数
法律学科	98単位	30単位	128単位

高・大の接続に関する目標

【目的・目標】

学生の後期中等教育から高等教育への移行を円滑にするため，附属校をはじめとする高校への出張授業等に継続的に対応する。初年時教育を充実させる。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
○ 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況	<p>【現状】 高校側から課外講座等の要望がある場合には，講師を可能なかぎり派遣するよう努めている。附属高校の生徒に対して年に1回学部開講科目の試聴を実施し，また，希望者には法学検定4級の受験指導を実施している。さらに，入学前の導入教育として模擬法廷での研修を行っている。スポーツ推薦入学者については，入学前に法学関連書物の講読及びレポート提出を課し，入学後においてはTAによる指導を行っている。全入学生に対する入学後の導入教育として2005年度から「法律リテラシー」「教養基礎演習」が必修科目とされている。</p> <p>【長所】 少人数による「法律リテラシー」「教養基礎演習」の1年次必修化によって，大学における学習方法の習得が可能となっている。</p> <p>【問題点】 附属高校生の大学授業参加による単位認定などが課題となる。</p>	学部執行部と附属高校の連絡会議を通して高大連携の課題を検討する。

国家試験につながるのあるカリキュラムに関する目標		
【目的・目標】 法曹養成のために法科大学院進学者を対象とする法曹コース、国家公務員等を志望する学生のための公共法務コースを設置し、国家試験への対応を図る。		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
○ 国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性	<p>【現状】 新司法試験に向けては、法科大学院既習者コース進学を想定した「法曹コース」(定員制)を設け、「憲法特講」「民法特講」「刑法特講」など手厚い授業編成によって対応している。国家公務員試験等については「公共法務コース」を設けて対応している。司法書士試験については「登記・供託法」を「ビジネスローコース」のコース展開・先端科目として配置している。</p> <p>また、課外講座として、「法制研究所」における各種講座のほか、「法科大学院入試対策講座」を実施している。司法書士試験に向けては若手司法書士による講演会および司法試験対策入門講座を実施している。</p> <p>【長所】 法科大学院既習者コースへの進学のために、約200名の「法曹コース」が設置されたことにより、法科大学院との教育・研究ネットワーク形成が可能となる。</p> <p>【問題点】 法科大学院において求められる基礎的能力が必ずしも明確ではないため、カリキュラムの適切性を検証することが難しい。</p>	法科大学院におけるカリキュラム内容を「カリキュラム運営専門部会」で検討し、学部カリキュラムの適切化を図る。
インターンシップ及びボランティアに関する目的・目標		
【目的・目標】 「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という教育理念・目標を実現するため、インターンシップ及びボランティア活動をとおして、より実践的な人間理解の涵養と法律知識の獲得を目指す。		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
・ インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性	<p>【現状】 全学インターンシップに加えて、2006年度から法学部独自のインターンシップを導入した。同時に、「法学部学生・キャリア支援委員会」の下に「インターンシップ運営専門部会」を設置し、インターンシップ本格導入を進めている。</p> <p>【問題点】 2008年度は、参加企業は6社にとどまった。また単位認定を行っていないので、単位化について検討する必要がある。</p>	「インターンシップ運営専門部会」を中心に各種企業との連携を強化し、単位化についても検討する。 2009年度は全学的なインターンシップを拡充し、その中で法学部学生のニーズにあった企業・職種の拡充も求める。
・ ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性	<p>【現状】 ボランティア活動に関しては、全学ボランティアセンターを通して支援するほか、本学部在学の視聴覚障害学生への補助者を募り、その活動を補助している。</p> <p>学生による無料法律相談等のボランティア活動を支援している。</p> <p>ボランティア活動について、単位認定はしていないが、特に秀でた者は学部長表彰の対象としている。</p>	ボランティア活動を人間性理解の一環として単位認定できないか「将来計画検討委員会」で検討する。

	【問題点】 ボランティア活動と正課授業との関係が明確でない。	
--	------------------------------------------	--

授業形態と単位に関する目標

【目的・目標】
 履修人員を含めた学生の履修実態に配慮した適切な授業配置を行い、単位計算もこれに見合った形になるように継続的に検討していく。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
○ 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性	【現状】 予習復習時間を考慮し、講義および演習科目は15時間の授業をもって1単位とし、実習および実技科目は30時間の授業をもって1単位としている。セメスター制への移行の過渡的措置として、従来の通年科目が半期履修制の導入にともなって前期Ⅰ(2単位)、後期Ⅱ(2単位)として位置づけられ、段階的履修制度が導入されている。 【問題点】 セメスター制と学年制が併存しており、履修および学修に混乱を招く可能性がある。	●半期集中・半期完結の完全セメスター制実現についてカリキュラム運営専門部会等で具体的に検討する。 前期・後期の科目配置について具体的に検討する。

単位互換、単位認定に関する目標

【目的・目標】
 「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」のため、国内外の他大学等との単位互換性について拡充する方向で検討する。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
○ 国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性(大学設置基準第28条第2項、第29条)	【現状】 外国の協定校または学生が自ら留学先を探し、学部が留学を認めた認定校への留学について、本学部設置科目と同一科目については現地での履修時間を勘案して本学部の科目として認定するほか、本学部設置科目と同一科目名でない場合であっても、現地での授業内容や時間をシラバス等で確認できる場合には、関連する教員の意見を聞いた上で教授会に諮り、留学関係科目A～EⅠ～Ⅲとして認定している。 【問題点】 外国の協定校または認定校への留学での履修科目の認定単位数、すなわち海外留学関係科目数の増大が求められる。	学則上単位認定の制限が20単位から60単位に緩和されたことに伴い、「将来計画検討委員会」または「国際交流・留学支援委員会」で海外留学関係科目数の増大を検討する。

[締結している単位互換協定]

締結先大学等名称	締結年月日
なし	

[単位互換協定に基づく単位認定の状況]

学科	認定人数	認定単位数		一人あたり平均認定単位数
		専門科目	専門以外	

開設授業科目における専・兼比率に関する目標

【目的・目標】
 学部の基幹科目及び演習形式の授業については法科大学院所属の教員を含めた専任教員の担当比率を高める。

兼任教員の比率が高い基幹科目や教養系科目についてこの方針を推し進める。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
○ 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合 ○ 兼任教員等の教育課程への関与の状況	<p>【現状】 駿河台校舎における演習科目 348 コマ中専任教員担当が 210 コマであり、60.3%、講義科目 370 コマ 57.6%を専任教員が担当している。和泉校舎を含めると 1856 コマ中 839 コマを専任教員が担当し、その割合は 45.2%である。専任教員の担当科目以外の科目は、兼任教員が担当している。</p> <p>【問題点】 他学部と比べて兼任教員の数が圧倒的に多く、極少数の履修者しかいない場合でも開講している例が見られる。2004 年の法科大学院への教員移籍にともない専任教員の担当割合が減少している。</p>	<p>少人数授業の開講基準を策定し、兼任教員の削減を図り、法科大学院への移籍教員の補充等を早急に実現する。スチューデントレシオについては「年度計画書」に基づいて改善を図る。</p>

[開設授業科目における専兼比率]

学科名		必修科目	選択必修科目	その他の科目	合計
	専任担当科目数 (A)	170	317	289	776
	兼任担当科目数 (B)	202	557	220	979
	専兼比率% (A/(A+B)*100)	45.7%	36.3%	56.8%	44.2%

※特任教員は専任教員に含めた。

※科目数は(例:民法Ⅰ・Ⅱ)の場合2科目とした。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮に関する目的・目標

【目的・目標】

「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」の観点から多様な学生の受け入れが必要であり、そのための環境を整備する。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
・ 社会人学生、外国人留学生、帰国生に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮	<p>【現状】 社会人、外国人留学生、帰国生に対する特別入試を実施し、TAによるアシスタント制度を実施している。2008 年度はTA15名を確保した。</p> <p>【問題点】 TAの数が慢性的に不足する傾向が見られる。</p>	<p>大学院法学研究科と協議し、継続的にTAの確保に努める。</p>

②教育方法等

教育効果の測定に関する目標

【目的・目標】

教育効果について授業改善アンケートを実施し、競争科目については教員間で成績評価のばらつきが生じないように配慮し、GPAを統計的に利用することで教育効果の測定が有効に機能しているか検討する。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
○ 教育上の効果を測定するための方法の有効性	<p>【現状】 学部執行部が中心となり、成績データの統計処理等、教育効果を測定するために必要な基礎作業を行って</p>	<p>執行部あるいは「カリキュラム運営専門部会」で検討する。</p>

	<p>る。</p> <p>学生による授業改善アンケートを全教員が半期ごとに1科目以上実施し、その結果をアンケート実施教員に伝え教育効果向上の一助としている。</p> <p>2005年度からはGPA制度を導入し、より客観的な成績の測定が可能となっている。</p> <p>【問題点】 教育効果測定の要素についての検討が不十分である。</p>	
○ 卒業生の進路状況	<p>【現状】 卒業生の進路状況:2008年度のデータでは、金融27.6%, 運輸・旅行・広告・観光・サービス業14.9%, 教育公務12.4%, 製造業14.3%, 新聞・出版・放送・情報・通信11.8%, 商事・卸・小売業11.0%, 建設業・不動産業5.8%である。進学・海外留学等は40名、各種試験受験者は112名を数える。大学全体の就職委員会に委員を派遣し、就職事務部作成の就職概況にもとづき、就職動向を把握している。</p> <p>【長所】 法学教育を生かせる分野への就職・進学が可能になっている。</p> <p>【問題点】 大学院法学研究科に進学し研究者を目指す学生が少ない。</p>	<p>本学法学研究科と協議し、学部ガイダンスの充実等で研究者となる進路の啓発に努める。</p>

成績評価法に関する目標

【目的・目標】

授業改善アンケートの実施を通じ、教育内容、教員連携、教育改善を行い、厳正な成績評価の仕組みが構築されるように努める。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
○ 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性	<p>【現状】 法学部では2005年度入学者からGPA制度を導入し、S(100-90点)=GP4, A(89-80点)=GP3, B(79-70点)=GP2, C(69-60点)=GP1, F(59点以下)=GP0, T(未受験)=GP0の全学統一基準によっている。 成績評価基準についてはシラバスに記載するよう教員に求めている。 定期試験の答案用紙は原則として教員研究室または事務室に保管し、学生が成績評価に対して質問や異議がある場合には担当教員がその学生に答案用紙を提示して応答することができるような体制がとられている。 学生による授業改善アンケートは全学共通の用紙で半期に一度全教員を対象に少なくとも1講義科目について行われることになっている。授業改善アンケートの結果は教務事務室で集計され、各教員に通知され、統計値はホームページ上で公表されている。</p> <p>【問題点】 シラバスへの成績評価基準の掲載が不十分である。科目によって評価の偏りが大きい。</p>	<p>●2009年度シラバスより、シラバス原稿依頼時に成績評価基準の記載を強く求めている。学生から異議申し立てがあった場合の第三者による再評価制度を導入するなど、厳格で客観的な評価システムを「カリキュラム運営専門部会」で検討する。</p>

<p>○ 履修科目登録の上限設定等，単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性</p>	<p>【現状】 法学部では，授業内容の段階的履修を円滑に進め，卒業に必要な単位を年次毎に的確に修得していくため授業科目の年次履修制限単位制を実施している。2005年度以降のカリキュラムでは1年次 44 単位，2年次 46 単位，3年次 40 単位，4年次 40 単位を上限として設定している。また，2006 年度には一定要件を満たした学生の早期卒業制度を導入し，2007 年度は3名が，2008 年度には4名が早期卒業した。</p> <p>【問題点】 早期卒業者の数が少ない。</p>	<p>早期卒業の要件について「カリキュラム運営専門部会」で見直しを図る。</p>
<p>○ 各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性</p>	<p>【現状】 半期ごとの定期試験及びこれに代わるレポート提出が行われる他，外国語や演習科目においては出席による平常点評価が行われることがある。学生の質を確保・検証するための方途として，外国語の各種検定試験や，法学検定試験等，各種検定試験の受験を奨励している。</p> <p>【問題点】 各種検定試験の受験は学生の任意によるものであり，学部学生の全体的な質の検証につながらない。</p>	<p>学部学生の全員が各種検定試験を受験するような制度化をカリキュラム運営専門部会等で検討する。</p>

履修指導に関する目標

【目的・目標】

新入生に対する法律リテラシー，教養基礎演習を通じた履修指導のほか各コースに履修モデルを作成し，履修指導にあたる。スポーツ推薦入学者や留学生に対してはTAによる履修指導を行っているが，一般選抜入学者についてもTAによる履修指導を拡充する方向で検討する。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p>○ 学生に対する履修指導の適切性</p>	<p>【現状】 現在，新入生に対しては，オリエンテーションを設けて，執行部及びコース主任によるカリキュラム等の説明や事務職員による説明がされている。スポーツ推薦などによる特別入学者に対してはTAと研究者養成型助手(法学部学習支援機構)によるオフィスアワーを設け履修相談を常時行っている。</p> <p>【問題点】 個々の学生に対する履修指導並びにコースごとの内容・特色の案内が必ずしも十分とはいえない。また，時期によってはTAの数が足りない。</p>	<p>より詳細なコースガイダンスを行うよう調整する。法学研究科と共同でTAの養成に努める。また，SA(スチューデント・アシスタント)の導入について，「年度計画」によって検討していく。</p>
<p>○ 留年者に対する教育上の措置の適切性</p>	<p>【現状】 新学期に原級生に対するガイダンスを実施し，学年進行管理の徹底化に努めている。</p> <p>【問題点】 学年進行管理をより徹底化する必要がある。</p>	<p>TAによる学習指導の導入を検討する。また，6時限目及び7時限目を再履修者のために有効活用することに配慮する</p>
<p>・ 科目等履修生，聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性</p>	<p>【現状】 履修に堪えるか教務主任が面接をした上で，聴講等を許可している。</p> <p>【問題点】 申請に対する許可を問題にするだけでなく，事前に履修</p>	<p>科目等履修申請者の面接に授業担当者を加える方向で執行部会で検討する。</p>

	申請者と授業担当者との相談の機会を設ける必要がある。	
--	----------------------------	--

教育改善への組織的な取り組み（FD）に関する目的・目標

【目的・目標】

「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という教育理念・目標の実現に向け学部カリキュラムの不断の検討を行うとともに、授業内容をシラバスで明示し、授業改善アンケートの実施を通じて学生と教員の信頼関係を構築する。

点検・評価項目	現状（評価）	問題点に対する改善方策
○ 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性	<p>【現状】</p> <p>学生による授業改善アンケートを全教員が半期ごとに少なくとも講義科目1科目について実施している。 全学FD委員会が開催する各種FD講習会に法学部教員も参加している。</p> <p>【問題点】</p> <p>FD講習会への参加者が少ない。</p>	啓発活動をより積極的に進める。
○ シラバスの作成と活用状況	<p>【現状】</p> <p>全科目について同一書式で簡略なシラバスが作成されているが、時間毎の授業計画作成は、各教員の自主性に任されている。学生には、紙媒体のシラバスを配布するほか、インターネットを介した「Oh-o!Meiji」システム上でも閲覧可能になっている。</p> <p>【問題点】</p> <p>シラバスの内容に精粗が見られる。</p>	●2009年度からシラバス作成依頼の際に文字数・記載方法等の指示を徹底した。
○ 学生による授業評価の活用状況	<p>【現状】</p> <p>統一項目が印刷された授業改善アンケートを少なくとも講義科目1科目について担当者全員が半期ごとに実施するようにしている。授業改善アンケートに基づく授業改善は各担当教員の自発的改善に委ねられている。</p> <p>【問題点】</p> <p>アンケート結果が授業改善に反映されていることを検証するシステムが構築されていない。</p>	教務部委員会及び全学教員研修（FD）委員会などの関係部署と連携して調査の上、授業評価の活用を適切なものとする。

[授業改善アンケート実施状況] 法学部

年度	区分	科目数(科目)	実施科目数	実施率(%)	学生数(名)	
2006	一部	前期	744	208	28.0%	8386
		後期	741	201	27.1%	6280
	二部	前期	99	25	25.3%	338
		後期	99	18	18.2%	195
2007	一部	前期	872	213	24.4%	8431
		後期	865	183	21.2%	5254
	二部	前期	6	0	0.0%	0
		後期	6	0	0.0%	0
2008	前期	871	192	22.0%	7173	
	後期	865	146	16.9%	4310	

・卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

【現状】
現在は実施していないが、実施の方向でその方策を検討している。

・教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

【現状】
半期ごとに授業改善アンケートを実施し、その結果を個別に担当教員に通知し、教育改善については担当教員の自主性に委ねている。

【問題点】
教育評価の成果を教育改善に直結させる組織的なシステムの確立を検討する必要がある。

全学FD委員会等とも連携しつつ、学部執行部において、「改善項目の自己申告・自己評価制度」など、教育改善システムの実施方策について検討する。

授業形態と授業方法に関する目標

【目的・目標】

少人数教育の実現に向け、講義科目および演習形式授業についてそれぞれ履修人員に関するガイドラインを設け、適切な授業形態を構築する。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
○ 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性	【現状】 本学部は、臨時定員増の終了後、恒常定員を800名とすることを決定していたが、規制緩和と二部法学部募集停止に伴って学部定員を2004年度から900名とすることになった。2002年度から、クラス定員を40名にするためクラス増(25クラス体制)を実施したが、2004年度以降の定員増に対応して26クラス体制を実施している。将来的に定員を700名に減らすことについて教授会の決定を得ている。講義科目について教室定員を上回る履修届があつ	少人数教育の実質化を図るため「年度計画書」等で専任教員の増員の方策を策定する。

	<p>た場合には、教室定員を上回らないように自動的に担当教員・コマ数を増やすよう制度化し、講義科目の最大定員を300名とする開講基準を策定した。</p> <p>【長所】 多人数教育による弊害がなくなる。</p> <p>【問題点】 学生定員削減が実現していない。大規模授業の削減は担当教員のコマ数増につながり、負担が増大する。</p>	
○ 多様なマルチメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性	<p>【現状】 マルチメディアを活用した教育のインフラはほぼ整っているといえるが、その活用は個々の担当教員の判断に任されている。インターネットを利用した「Oh-o!Meiji」システムの利用については、学生(全学)の利用率は97%に達するが、教員(全学)の利用率は30%にとどまる。</p> <p>【問題点】 教員による「Oh-o!Meiji」システムの活用を促進する必要がある。</p>	啓発活動を行い、「Oh-o!Meiji」システムの活用を促進する。
○ 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性	<p>【現状】 遠隔授業による単位認定のための学則は整備されているが、本学部においては遠隔授業の単位認定を行っていない。</p> <p>【問題点】 遠隔授業導入による教育方法・教育効果について検討がなされていない。</p>	学部執行部及び各種委員会において、遠隔授業を含む次世代教育についての検討を進める。

3年卒業の特例に関する目標

【目的・目標】

有為な人材を法曹あるいは研究者として輩出するため、進学を希望する成績優秀者に3年卒業を認める。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
・ 4年未満で卒業もしくは大学院への進学を認めている大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性	<p>【現状】 2007年度から3年次卒業を制度化し、2007年度は3名が、2008年度は4名が早期卒業制度を利用して大学院へ進学した。</p> <p>【長所】 勉学意欲旺盛で優秀な学生のモチベーションを高め、大学院進学をこれまで以上にサポートできている。</p> <p>【問題点】 現時点では早期卒業者が少ない。</p>	●2009年度から、他大学大学院への進学者についても早期卒業を認めることとした。

③国内外との教育研究交流

国内外との教育研究交流に関する目標

【目的・目標】

「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という教育理念・目標達成のため、学部独自で外国の大学等、研究教育機関との連携の途を継続的に検討する。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
○ 国際化への対応	【現状】	●「国際交流・留学支援委員

<p>と国際交流の推進に関する基本方針の適切性</p>	<p>「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という法学部の教育理念・目標に照らし、語学教育を行うだけでなく、「国際関係法コース」の設置や専門科目として「英語で学ぶ日本法プログラム」の一環として「Introduction to Modern Law I・II」, 「Business Law in English I・II」を設置し、英語を母国語とする講師が講義を行っている。また、オーストラリアの西シドニー大学法律・ビジネス学部と教育・研究交流協定を締結し、夏期休暇中に3週間の短期研修を行っている。</p> <p>【問題点】 夏季研修への参加者が少ない。</p>	<p>会」において、英米加独の大学を含む、より参加しやすい海外研修制度を検討する。</p>
<p>・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性</p>	<p>【現状】 法学部では、留学生入学試験及び協定校留学制度によって多数の留学生を受け入れている。 また、在外研究員制度、特別研究者制度、海外出張制度、明治大学国際交流センターの外国人招へいプログラム等を利用して、主として個々の教員レベルで国際交流及び国際協力活動を進めている。 学部の組織的な取り組みとしては、「国際関係法コース」の設置、留学単位認定範囲の緩和、セメスター制導入による外国人留学生受け入れの促進がある。また、オーストラリアの西シドニー大学と教育・研究交流協定を結んでいる。さらに、国際交流の実質化を目指して、複数の外国人専任教員・特任教員を採用している。</p> <p>【問題点】 外国大学との組織的な教育研究交流が少ない。</p>	<p>●「国際交流・留学支援委員会」および法学部外国人教員等の人的資源を活用し、英米加独の大学を含む学部間協定を検討する。</p>
<p>・国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況</p>	<p>【現状】 西シドニー大学と共同シンポジウム・ワークショップを開催している。 2008年度は西シドニー大学を会場として、2日間に亘り開催した。明治大学からは発表者・パネリストとして6名が参加した。</p>	

(2) 修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育内容・方法（略）

4 学生の受け入れ

(1) 学部等における学生の受け入れ

<p>学生の受け入れに関する目標</p>
<p>【目的・目標】 法学部では、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」を教育理念に掲げてきた。その理念の達成のためには、学生募集と入学者選抜において、次の4つを主な具体的目標・目的として設定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①適切な学力判定のできる入試をすること、 ②多様な学生にチャンスを与えられるようにすること、 ③偏差値主義の弊害を減らすこと、

④適正な規模の募集人数だけでなく、学生収容定員に対する在籍学生数の比率を改善するための制度改革をすること、これらの実現のために、入試制度検討専門部会などが中心になって、さまざまな取り組みをしてきている。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p>(学生募集, 選抜方法) ○ 大学・学部等の学生募集の方法, 入学者選抜方法, 殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には, その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性</p>	<p>【現状】 ①一般入試, ②大学入試センター試験利用入試(3・4・5科目方式), ③全学部統一入試, ④付属高校からの推薦入試, ⑤指定校推薦入試, ⑥スポーツ特別入試, ⑦海外就学者特別入試(2007年度から実施)⑧外国人留学生入試, ⑨社会人特別入試, ⑩編入学試験, ⑪学士入学試験, 等を実施している。</p> <p>【長所】 一般入試・大学入試センター利用入試・全学部統一入試は, 外国語, 国語, 社会の主要三科目を課して学力を客観的に判断している。センター利用入試においてはこれに加え, 社会の代わりに数学または理科での受験も可能とした。それ以外の入試では, それぞれの目的に適切に沿うように, 外国語試験, 小論文, 面接, 調査書等の選抜方法を組み合わせている。2008年度(2007年度に実施)からの「海外就学者特別入試」ではグループディスカッションも導入した。前者では, 学力評価の客観的な判断ができる点が長所であり, 後者では, 面接などを通してより細かな具体的個々の能力(学力)を総合的に判定できるのが長所である。従来からの帰国生入試に代わり2008年度から新たに導入したのが海外就学者入試である。これにより海外就学期間が通算4年へと緩和され, 青少年期に海外で教育を受けた有能な人材への門戸を開いた。</p> <p>2007年度入試から指定校推薦入試を導入し, 近年減少している地方出身の入学者を確保する方法を確立した。2008年度からは従来からの帰国生入試に代わり海外就学者入試を導入し, 編入学試験も制度改革を行い2年次内部編入を可能とした。さらに, 2009年度からは全学部統一入試とセンター試験利用入試において選択科目を増やした。全学部統一入試では理科と数学を追加し, センター試験利用入試では4科目及び5科目方式を追加し理科や数学に秀でた志願者への道を開いている。これに伴い, 一般入試の定員を520名から450名に削減した。これらは, 多様な学生の確保と, 偏差値主義の弊害を減らすことをその目的としている。これにより, 一般入試・大学入試センター試験利用入試・全学部統一入試などの偏差値主義に傾く入試からだけでなく, 一人ひとりの個性を重視した入試制度が増え, 多様な学生が確保できる。</p> <p>【問題点】 これまで, 法学部では, 入学定員における一般入試と大学入試センター試験利用入試の定員の合計比率が80パーセントであり, 極めて高かった。客観的な学力の判断と入試の平等性を重んじてのことだが, 一方で, 多様な学生の確保が困難なことや, 偏差値主義に囚らずも貢献してしまうこと, さらに入学手続き者数の予測が困難なことなど, その問題点も指摘されてきた。</p>	<p>●指定校推薦入試については, 2009年度で実施後3年目を迎えるため, 実績に基づいた全般的な見直しを行う。今後の課題としては, 新たに導入した制度も含めて, 適切な学力判断の方法や, 入試の透明性・平等性の確保などを, 入試制度検討委員, 執行部, 教授会で継続的にチェックしていくことである。</p>

<p>(入学者受け入れ方針等) ○ 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係</p>	<p>【現状】 一般入試を中心にさまざまな入試制度を活用することで、多様な学生に機会を与えると同時に、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という教育理念を実践するのにふさわしい気概のある学生を受け入れている。</p> <p>【長所】 多様な入試制度を実施することで、さまざまな学生にチャンスを与えることができ、多様性のある教育環境の実現につながっている。</p> <p>【問題点】 一般入試・大学入試センター試験利用入試などは学力判定の客観性を保つために有益であるが、それを重視してきたあまり、偏差値偏重主義などの欠点も指摘されてきた。</p>	<p>●偏差値偏重主義から脱却し多様な学生を受け入れるために、2009年度には入試制度検討委員会において指定校推薦入試の全般的な見直しを実施するとともに、将来計画検討委員会において他学部で導入済みのAO入試実施に向けて問題点を整理したたき台を作成する。</p>
<p>○ 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係</p>	<p>【現状】 入学後にコースの選択をさせているので、入学者選抜方法とカリキュラムに特に関係はない。基本的には、あくまで本学部の勉学に必要な・適切な学力判断のためである。</p> <p>【長所】 一学科制内でのコース選択であり、コースの壁が低く、入学後に勉学する過程でコースを選択できると共に、他コースの科目の履修や移動も容易である。ただし、法科大学院進学を目指す法曹コースのみは定員制をとっており、学生の勉学の競争的意識の涵養に大いに役立っている。</p>	
<p>(入学者選抜の仕組み) ○ 入学者選抜試験実施体制の適切性 ○ 入学者選抜基準の透明性 ○ 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況</p>	<p>【現状】 入試情報の漏洩等を防ぐために、全学を挙げて十分な配慮をしている。出願受付のみは外部業者に委託しているが、その他すべて大学内部で実施しており、入試問題等の保管にも神経を尖らせている。選抜基準については、厳正な判断基準が定められており、また、ホームページ等を利用して、入試問題等を開示し、その透明性の維持につとめている。さらに、外部機関に入試問題の評価を委託して公正性・妥当性の確保のために反映させている。</p> <p>【長所】 入学者選抜における安全性、客観性が確保できることである。</p> <p>【問題点】 外部機関による評価なども含め、プロセスがルーティーン化してしまうことである。</p>	<p>入学者選抜試験実施体制の適切性や公正性について継続的に検討する。</p>
<p>(入学者選抜方法の検証) ○ 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況 ・ 入学者選抜方法の適切性について、学外関係者など</p>	<p>【現状】 外部機関に入試問題の評価を委託している。</p> <p>【長所】 外部機関による評価は、入試問題の公正性・妥当性を保つ上で役に立っている。</p> <p>【問題点】</p>	<p>全学的に入試問題の外部評価を制度として確立するだけでなく、依頼する外部機関を年度ごとに変えたり、評価方法に工夫を持たせたりすることで、一面的になったり、ルーティーン化してしまう危険を避ける。</p>

<p>から意見聴取を行う 仕組みの導入状況</p>	<p>外部機関による評価の制度がルーティーン化してしまう 恐れがある。</p>	
<p>(AO入試(アドミ ッションズ・オフィス入 試)) ・AO入試(アドミ ッションズ・オフィス入 試)を実施している 場合における、その 実施の適切性</p>	<p>【現状】 現在、法学部ではAO入試は行っていない。(2009年 度入試から、「スポーツAO入試」は「スポーツ特別入試」 に変更。)</p>	
<p>(飛び入学) ・「飛び入学」を実 施している大学・学 部における、そうし た制度の運用の適 切性</p>	<p>【現状】 現在のところ、「飛び入学」は実施していない。</p>	
<p>(入学者選抜にお ける高・大の連携) ・推薦入学におけ る、高等学校との関 係の適切性 ・高校生に対して 行う進路相談・指 導、その他これに関 わる情報伝達の適 切性</p>	<p>【現状】 付属高校(明治大学附属明治高校, 明治大学附属中 野高校, 明治大学附属中野八王子高校)からの推薦入学 を実施しており, 高校への講師派遣や, 約一週間にわた る高校生の授業参加期間など, 密接な交流をしている。ま た, 付属高校以外への対応として, 希望する高校への出 張講義に教員を派遣しているほか, オープンキャンパスや 進学相談会において模擬授業, カリキュラム説明等を行 っている。</p> <p>【長所】 入学前に, あらかじめ大学教員の講義を受ける機会が あることは, 高校生の進路選択や準備の面で効果を発揮 している。</p> <p>【問題点】 さらなる密接な関係が, 特に入学前学習の面などで求 められていること。また, 2007年度から指定校推薦入試を 導入したため, どこまで密接な関係を作れるかが課題とな る可能性がある。</p>	<p>●2003年度から導入された TA制度の運用は, スポーツ 学生と留学生に限定されてい たが, これをスポーツ学生の 入学前学習指導へと拡張する 方策を策定する。この方策の 実現が容易となるように, TA 枠の増員とともに, 全学的なス チューデント・アシスタント (SA)制度の設置を要望する。 さらに, 指定校に対する講師 の派遣などについても実施に 向けて問題点の整理を行う。</p>
<p>(社会人の受け入 れ) ・社会人学生の受 け入れ状況</p>	<p>【現状】 二部(夜間部)において社会人を受け入れてきたが, 募 集停止により, 現在では一部(昼間部)で社会人入試を実 施している。</p> <p>【問題点】 基本的に自営業者等以外は一部での履修は困難であ り, 社会的ニーズに応えられていない。</p>	<p>●生涯教育・社会人教育の活性 化の観点から, 2010年度入試か ら中高年を対象とした社会人特別 入試(マスターズ入試)を実施する 予定である。これによって二部教 育の廃止後に激減した社会人の 受入れ状況の改善が期待される。 さらに, 今後は社会人教育のため の独自のカリキュラムなどを視野に 入れたカリキュラム案を策定するた めの問題点の整理を行う。</p>

[社会人の受け入れ状況]

(単位:人)

	2006年度	2007年度	2008年度
全入学者	1,126	889	883
社会人入学者	4	6	3
社会人割合%	0.36%	0.67%	0.34%

(科目等履修生・聴講生等)
 ・科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

【現状】
 希望者にはできるだけ機会を与えている。ただし、科目等履修生に関しては面接を実施して目的等を聞くなど、受講の際に適切なアドバイスをしている。

【長所】
 コマ数が多数あり、科目等履修生はその必要性に応じて履修できる。また、教職用の法律科目や、日常生活や職業的に必要な法的知識の取得のための科目選択が可能になっており、社会的ニーズに答えている。

(外国人留学生の受け入れ)
 ・留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上立った学生受け入れ・単位認定の適切性

【現状】
 外国人留学生入学試験要項の要件に基づいて、それに合致する学生だけに受験資格を与えている。さらに判定においては、「日本留学試験」の成績を利用するほか、小論文の試験や面接等も課している。

【長所】
 学部独自でも学力評価ができることと、面接で指導ができることである。

【問題点】
 大学前教育の内容・質に関しては、学部レベルでは判断ができないケースが出てくる可能性が否定できない。

国際交流センターなどを通じて全学レベルにおける情報の取得につとめる。

[外国人留学生の状況]

(単位:人)

	2006年度	2007年度	2008年度
全入学者	1,126	889	883
留学生入学者	15	6	5
留学生割合%	1.33%	0.67%	0.57%

(定員管理)
 ○ 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性
 ○ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策

【現状】
 2008年度は、収容定員3,600人に対して、在籍学生は4,011人である(2008年5月現在、一部・二部合計)。この定員超過率1.11パーセントの原因のひとつは、一般入試や大学入試センター試験利用入試の定員枠が大きいことがある。(入学手続き率が思わぬ上昇をみせる年がある)。法学部では、一般入試の定員の比率を下げる決定をすでに下しているため、2008年度以降は、徐々に改善される見込みがある。また、すでに指摘したとおり、定員そのものを減らす決定をしているので、もっときめこまかな対応

一般入試の定員枠を減らすことと法学部の定員そのものを減らすことで、とりあえずはこの問題に歯止めをかけられると考えている。ただし、同時に、執行部等が中心になって、定員超過(場合によっては欠員の過多)を避けるための方策を図る。

とその有効性	<p>ができることが期待される。</p> <p>【問題点】 上に記したとおり、一般入試等の入学手続き率の変動によって、収容定員に対する在籍学生が大きく変動することは、適切な教育環境を維持する意味でも問題である。</p>	
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

[学生収容定員(入学定員)] 各年度5月1日現在 (単位:人・%)

入学年度	入学定員	入学者数	超過率
2006	900	1,126	1.25
2007		889	0.99
2008		883	0.98

[収容定員と在籍学生数の比率] 各年度5月1日現在 (単位:人・%)

年度	収容定員	在籍者数	超過率
2006	3,840	4,552	1.19
2007	3,600	4,105	1.14
2008		4,011	1.11

(編入学者, 退学者)

○ 退学者の状況と退学理由の把握状況

【現状】

2008年度において除籍を除いた退学者は34名であった。身体的・精神的病気により退学を余儀なくされる学生が増加している。また、死亡退学者が6名いた。

【問題点】

近年の経済状況のため、今後は経済的理由による退学者が増大する可能性が高い。特に、地方経済の破綻状況により、経済的負担の大きい地方からの学生の退学が増える可能性がある。

地方出身の学生に対する有効な奨学金のあり方について問題点を整理するとともに、学部独自の奨学金制度の創設、拡充に努める。

[退学理由] (単位:人)

年度	病気	一身上都合・その他	他大学入学	経済的理由	飛び級合格	合計
2006	2	23	4	3	1	33
2007	1	22	12	2	0	37
2008	1	25	5	0	3	34

<p>・編入学生及び転科・転部学生の状況</p>	<p>【現状】 編入学者は1名であり、短大閉校および外部編入廃止の結果、編入学者の数は2005年度から大幅に減少した。</p> <p>【問題点】 編入学者の入学後の困難として、単位認定の問題がある。大学によっては、体育や語学、教養科目が設置されていない場合があり、編入学者の中には改めて1・2年の未履修の科目を履修しなければならないケースがある。</p>	<p>編入学者が1・2年の未履修の必修科目を履修する際、これを年次の履修制限単位(上限単位数)には含めないこととして対応している。しかし、語学や教養科目を多数履修しなければならない学生は、法律科目を履修する機会が失われてしまうこともあるため、編入学者に対しては語学科目や教養科目を一括認定することの問題点を整理する。</p>
--------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

[編入, 学士入学, 転部・転科・(転専攻) 入学者数] (単位:人)

種別	2005年	2006年	2007年	2008年
編入学生	79	4	3	1
学士入学者	1	0	1	0
転部・転科・(転専攻)	/	/	/	/

※2008年5月1日現在

(2) 大学院研究科における学生の受け入れ (略)

5 学生生活

学生支援に関する目標		
<p>★目的・目標 学生の自立支援の充実のために、奨学金を含む各種奨励制度拡充、新入生への導入教育や課外教育プログラム・キャリア開発教育プログラムの多様化を進め、さらには、ユニヴァーシティ・アイデンティティの確立と学生の動機付けとの連携を促進するとともに、ハラスメント防止対策、およびメンタル・ヘルスと学生相談をより効果的なものを目指すことを目指している。</p>		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p>(学生への経済的支援) ○ 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性</p>	<p>【現状】 全学的な奨学金や経済的支援に加え、法学部独自の制度としては、升本育英会による奨学金があり、学業優秀であり経済的に困窮している学生に対して助成を行っている。 「野田孝明基金」について、2007年度から、本学部から法科大学院および大学院法学研究科への進学者のための奨学金に振替えを行い、大学院への進学を望む学生に対する助成を開始した。</p> <p>【長所】 全学的なものや学部独自なものを含め、全体とし</p>	

	て多様な奨学金制度を運営している。法学部の奨学金新規受給者は2006年度から急増し、2008年度には623名がこれらの奨学金のいずれかの給付を新規に受けており、全体で1,000名を超える法学部生がこれらの奨学金の支給を受けている。2008年度の学部独自の奨学金としては、升本育英会による奨学金で2名、野田孝明基金による奨学金で3名に助成している。	
・各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性	<p>【現状】</p> <p>学部独自の奨学金については、募集時期に掲示を出すほか、Oh-o! Meijiのコンピューター・ネットワークを通して、奨学金の募集を行っている旨の情報を流している。</p> <p>【長所】</p> <p>奨学金申請に関する学生への情報提供は、適切な時期に十分に行われている。</p>	
<p>(学生の研究活動への支援)</p> <p>・学生に対し、各種論文集およびその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性</p>	<p>【現状】</p> <p>大澤芳秋奨学論文の制度の下で、主に学部のゼミを対象に、研究論文を募り、優秀な論文を法学会誌に掲載している。この制度は、学生の固有の問題関心に基づき自主的に研究を行うよう動機づけるのに役立っている。</p>	
学生相談に関する目標		
メンタル・ケアを中心として、その他進学等の各種相談に応じることで、学生が安心して修学できる環境を構築することを目指している。		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p>(生活相談等)</p> <p>○ 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性</p>	<p>【現状】</p> <p>2005年度から法学部では半期の法律リテラシー・教養基礎演習を導入し、法学部のすべての学生が少人数ゼミを履修することになった。これは、高校教育から大学教育への勉学上の自立を促す橋渡しを狙いとしているが、同時に、大学生活における悩みや進路相談など、勉学に関連する生活相談の相手として担当教員が対応できる仕組みとなっている。</p> <p>【長所】</p> <p>担当教員が20名という少数の学生と毎週顔をあわせるなかできめの細かい対応が可能である。</p>	
○ ハラスメント防止のための措置の適切性	<p>【現状】</p> <p>学部レベルでは、1年生を対象とした法律リテラシーと教養基礎演習という必修科目のなかでハラス</p>	

	メント防止の教育も行っている。 【長所】 少人数ゼミの場で注意を喚起することは効果的であると考えられる。	
・生活相談担当部署の活動の有効性	【現状】 基本的には全学レベルの問題であるが、上記の少人数ゼミの担当教員と学生相談室が個別的な学生の問題について連携を取ることによって、より効果的な対応が取れるものと考えられる。 【長所】 学部にあっては、ゼミ等少人数の必修科目において教員と学生との緊密な人間関係が構築されており、教員が学生の状況を把握している。	
・生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況	【現状】 全学レベルでの対応に委ねている。 【長所】 専門家による適切な対応が取られている。	
・不登校の学生への対応状況	【現状】 不登校の学生については、できるだけ早期に問題を把握する必要があるが、この点については、上記の少人数ゼミにおいて、担当教員が欠席の続く学生に対して呼び出して話を聴くなどの対応をとっている。また、授業にほとんど出席していないと思われる成績不良者等に対して、事務室から連絡をし、登校の意思等を確認している。 【長所】 ゼミ等少人数の必修科目において教員と学生との緊密な人間関係が構築され、学生の状況が把握できており、事務室も適切にサポートできている。 【問題点】 電話等での連絡に対して応答してこない学生については対応に苦慮している。	少人数ゼミにおいて出席管理の徹底化を進め、該当学生について早期に対応できるよう努める。
・学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用状況	【現状】 学部では学生生活に関する満足度アンケートは行っていない。	●卒業生を含め、満足度アンケートの実施を検討する。

就職指導・キャリア形成支援に関する目標

社会に有用な人材を輩出するという目的のもと、全学および学部独自のサポートにより、学生自身に将来のビジョンを明確にさせ、主体的に進路を選択できるよう育成する。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
(就職指導) ○ 学生の進路選択に関わる指導の適切性	【現状】 全学での就職ガイダンスのほか、法学部では、年に1回就職セミナーを開催している。これは主に3年生を対象としているが、1年生と2年生も参加することができる。また、2006年度からインターンシ	より包括的な就職指導・支援を実施するため、インターンシップを含め、進路選択に関わる指導は、就職・キャリア形成支援センターに統括して全学

	<p>ブ制度を導入し、その運営を開始した。2008年度は民間会社で8名、司法書士事務所で1名が研修を行った。インターンシップ制度をさらに拡充していくことによって、より多くの学生が、自己の体験に基づいてより適切な進路選択を考えることができるようになることが期待される。</p> <p>【問題点】 希望学生数に対し、派遣先企業・団体数が不足している。</p>	的に実施することを現在検討中である。
○ 就職担当部署の活動の有効性	<p>【現状】 就職・キャリア支援事務室が、全学的な観点から、求人、求職、就職相談等の就職支援を行っている。</p> <p>【長所】 就職部による就職支援活動は、有効に機能している。</p>	
・ 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性	<p>【現状】 就職・キャリア支援事務室では年に数回就職ガイダンスを行っている。このほか、ゼミおよびゼミOBが個別的に一般企業についての情報提供等を行っている。</p> <p>【問題点】 ゼミ等を通しての個別的対応はゼミ等に応じて異なる点に問題がある。</p>	ゼミ等の個別的対応を制度化することは困難であるが、それとは別に、インターンシップの確立・拡充を通して、実効性のある就職指導を行っていく予定である。
・ 就職統計データの整備と活用状況	<p>【現状】 就職部のまとめた統計データを、学部では、受験相談、父母懇談会および新入生父母説明会等においての説明に活用しているとともに、就職セミナー等の開催を準備する際にデータを参考にして、同セミナーの内容・構成を検討している。</p> <p>【長所】 本学の就職に関するデータが、学部別に、詳細に把握することができ、種々の資料や行事に役立てることができる。</p>	

課外活動支援に関する目標

通常授業のみではなし得ない、①教員や学生相互の親睦を深めることを通して大学教育の効果をさらに高めること、②自発的な学問探求の場の確保、③各種資格試験対策の場を学内で安価に提供することなどを目指しており、これらにより、社会に有為な学生を輩出することにつなげたい。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p>(課外活動) ○ 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有</p>	<p>【現状】 法学部学生の学問研究の自由を確保し、学術の高揚・促進を図ると共に、法学部の教員および学生間の親睦を図ることを目的とする「法学会」が存在しており、教員、学生双方から運営委員が出て運営さ</p>	

効性	<p>れている。この「法学会」の活動に対し、学部は積極的に指導、支援を行っている。</p> <p>【長所】 課外活動に対する積極的な支援を行っている。</p>	
<p>・ 資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性</p>	<p>【現状】 司法試験受験のための法制研究所が設置され、活動している。 2006年度より法科大学院修了者を対象とする新司法試験が開始され、現行(旧)司法試験の合格者の割合が2010年に向けて漸減していくなかで、遅くとも2010年までには、法制研究所を再編し、法科大学院修了者に対する新司法試験合格支援機関とすることになった。 こうした変化に対応して、法学部では、別途、法科大学院への入学を希望する学生を対象とする春休み講座を開講することにした。2008年度は76名が受講している。 また、司法書士の資格取得を希望する学生を対象に、現職の司法書士を招いた講演会・試験対策入門講座を開催した。その他、知的財産管理技能検定対策講座を開催した。</p> <p>【長所】 法制研究所は、これまでの司法試験受験生に対して、実効性のある勉学機会を提供してきている。</p>	
<p>・ 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況</p>	<p>【現状】 法学部では、随時、「法学会」の委員長(学生)をはじめとした同会各部門の学生責任者との意見交換を行っている。また、年に1回、教員・学生双方の「法学会」運営委員〔会長(法学部長)、副会長(法律学科長)、委員長(学生)、副委員長(学生)、各部門部長(教員)各部門正副責任者(学生)〕が出席しての「懇談会」を開催して意見交換をすることになっている。</p> <p>【長所】 「法学会」を通して意見交換をすることにより、学生との意思疎通を図ることが可能となっている。</p>	

6 研究環境

研究活動に関する目標		
<p>【目的・目標】 本学部における研究活動を活発にし、そのための環境整備を図ること。</p>		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
(研究活動)	【現状】	紀要の発行主体である法律

<p>○ 論文等研究成果の発表状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外の学会での活動状況 ・ 当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況 ・ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況 	<p>法律研究所発行の『法律論叢』と“MEIJI LAW JOURNAL”は、現在、本学部教員による研究成果発表のための重要な場となっている。毎年、着実に巻・号を重ね、毎回充実した内容として、学外においても高い評価を得ている。『法律論叢』に関しては、執筆者の拡大について検討を重ね、査読を条件として本学出身者に拡大された。</p> <p>【長所】 『法律論叢』及び“MEIJI LAW JOURNAL”の存在は、研究成果の発表の場として貴重である。本学では、専任教員がどのような紀要ないしは雑誌に論文その他の論稿をどの程度発表しているのかを、本学企画部調査課でまとめ公表している。</p> <p>【問題点】 紀要執筆者に対する資料費が十分ではないことが指摘されている。とりわけ“MEIJI LAW JOURNAL”については、外国人に翻訳・添削を依頼する必要があるため、この点の配慮が特に必要である。なお、本学部の専任教員が、どのような紀要ないしは雑誌に論文その他の論稿をどの程度発表しているのか、正確な数字については把握できていないという根本的問題状況が存在している。</p>	<p>研究所に対するさらなる予算措置が急務である。成果の発表についてデータベースへの登録を促す。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------

[2008年度の発表件数]

(単位：件)

学科等	教員数	研究業績				博士学位授与数
		研究論文	学術書	学会発表	褒賞	
教養科目	32	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>5</u>		11
専門科目	51	<u>49</u>	<u>16</u>	<u>14</u>		11
合計	83	<u>52</u>	<u>17</u>	<u>19</u>		22

<p>(研究における国際連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な共同研究への参加状況 ・ 海外研究拠点の設置状況 	<p>【現状】 西シドニー大学法律・ビジネス学部との教育・研究交流が展開されている。これにより、西シドニー大学の担当教員とのワークショップが定期的開催されている。さらに今年度からは教務主任を一名増員し国際交流担当としたことで体制強化を図った。</p> <p>【長所】 これにより法学部は、オーストラリアに研究を展開する拠点をもつことが可能となった。</p> <p>【問題点】 法律家養成制度が国ごとに異なり法学部のあり方が異なるため(例えば、アメリカ合衆国では、法学教育は基本的に大学院レベルとして位置づけられている)、学部単位での国際連携を図ることは困難な面もある。</p>	<p>●西シドニー大学に留まらず、今後アジア・太平洋地域との他大学とのさらなる国際連携を、国際交流センターと連携しながら展開させる。今後は、本法科大学院をも含めた形での国際連携を「国際交流・留学支援委員会」の分科会等で立案する。これに加え、学部単位での国際連携を推進するために、事務スタッフへの語学研修等の強化を要望し、推進体制を整えていく。</p>
<p>(教育研究組織単位間の研究上の連携)</p>	<p>【現状】 本学部資料センターが法科大学院附属ローライブラリーへと発展解消された。社会科学研究所、人</p>	<p>●図書館及び法科大学院と連携を図り、法科大学院生以外への貸出許可、閲覧手続の簡</p>

<p>○ 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係</p> <p>・ 大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係</p>	<p>文科学研究所及び科学技術研究所において、本学部教員が所員として各種研究を遂行している。また、大学院法学研究科に設置の特定課題研究所にも本学部教員が参画している。</p> <p>【長所】 本学部資料センターが法科大学院附属ローライブラリーになり、施設の充実が図られた。</p> <p>【問題点】 本学部学生、さらには法学研究科の学生には、他機関の附属施設となったために、利用にかえって不便をきたす結果となった。</p>	<p>素化など、利用基準の弾力化を図るため、2009年度中に運用を見直し利用上の不便を解消する。</p>
<p>(経常的な研究条件の整備)</p> <p>○ 個人研究費、研究旅費の額の適切性</p> <p>○ 教員個室等の教員研究室の整備状況</p> <p>○ 教員の研究時間を確保させる方途の適切性</p> <p>○ 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性</p> <p>○ 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性</p>	<p>【現状】 研究費が申請により、教員一人あたり年間35万円得ることができ(「特定個人研究費」)、また国内において開催される研究会に2回出席するために実費が支給されている。教員には、研究室が一人に一室用意されている。共同研究費としては、学部独自のものはないが、社会科学・人文科学・科学技術の各研究所の研究費において制度化されている。また、科学研究費補助金等による学内外の研究者との共同研究も行われている。</p> <p>【長所】 特別研究の制度が存在し、一年間研究に専念できる制度が存在している。</p> <p>【問題点】 研究室の状況が不十分である。とりわけ問題なのは研究室に十分な書籍を置けないことである。これは、研究室として機能していないことを意味する。</p> <p>さらに、駿河台キャンパス特有の問題点が2つある。第1は、研究棟において、休日は空調設備が稼動しておらず、研究に支障をきたしていること。第2は、事務スタッフのいない休祝日における会議室・教室等を利用する際、専任教員以外の部外者を含む場合に有料となっていることである。</p>	<p>都心という場所から言って、このような狭隘で不便な研究室という現状はやむを得ない面もあるが、近隣の大学(専修大学、法政大学)と比較してこの面の整備が遅れており、早急に改善する必要がある。同様に、和泉地区の研究室も劣悪であり、研究室の改善を「年度計画書」に基づいて検討する。</p> <p>学会開催等の会議室・教室利用については、2009年度から学部教授会の了承のもとに利用料金の無料化が実現したが、研究会や学会運営、社会連携的な会合等においてはいまだ有料化のままである。研究における施設利用の無料化を要望していく。</p>
<p>(競争的な研究環境創出のための措置)</p> <p>○ 科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況</p> <p>・ 基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性</p>	<p>【現状】 科学研究費の助成を2006年度・2007年度とも6件獲得し、外部資金の導入が着実に進んでいる。</p> <p>流動研究部門として、2004年度から本学に特定課題研究所の制度が設けられた。現在、国際熊野学研究所、死生学研究所、ことわざ学研究所、現代フランス研究所、法と社会科学研究所、ドイツ語圏文化研究所が設置され、その他、犯罪と刑罰プロジェクト、日本法史プロジェクト(比較法史学プロジェクト)、ビジネスロー研究センター(プロジェクト)、サイバー法プロジェクト、比較法文化研究プロジェクトなどの研究活動が実施されている。</p> <p>【長所】 大きな学部をなしているため、そこには多数の教員が配置され、切磋琢磨する要因となっている。例えば、主要な</p>	<p>研究費助成の申請には、申請手続き、さらには、その資金を管理・運営するサポート体制が必要であり、研究・知財戦略機構や社会科学研究所、人文科学研究所と連携することでさらなる充実を図ることとするが、2009年度からは研究・知財に専門スタッフが配置され推進体制が強化された。</p>

	<p>科目には複数の教員を配置し、競争的な環境が創出され一つのインセンティブとして機能している。</p> <p>【問題点】 外部資金の導入について、教員間及び他学部との連携が十分にはとれていない。</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

[科学研究費補助金などの申請・採択状況] (単位:件)

年度	教員数	新規申請件数	新規採択件数	教員一人あたり採択件数
2005年度	6		1	
2006年度	6		0	
2007年度	6		1	
2008年度	5		0	

<p>(研究上の成果の公表, 発信・受信等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況 	<p>【現状】 研究成果の公表, 発信・受信について, 個々の教員任せで, 特別な措置はとられていない。</p> <p>【長所】 法学の研究においても, その成果を比較的短期に公表できるものと, 長期間を要するものがあるが, 現状では各教員の研究ペースに委ね, 自由な雰囲気が生じている。</p> <p>【問題点】 学内での教育及び委員としての負担が過重で, こと国外での研究成果発表・受信については十分な時間が取れないことがある。</p>	<p>学部内各種委員会の統合, 委員数の削減等により, 負担の公平化を図り, 教員には研究に専念できる環境や制度を整備し, さらに国内外での研究の発信・受信をサポートする体制を研究・知財戦略機構と連携して改善を図る。</p>
<p>(倫理面からの研究条件の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性 研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性 	<p>【現状】法学の分野では, その研究に自制が求められるものはほとんど存在しないので, この点からの規制の必要性はない。法学の分野に関する限り, この点の整備は必要がないが, 全学的な検討機関が今後必要とされる。</p>	

7 社会貢献

社会貢献に関する目標

★目的・目標

大学における社会貢献とは、優秀な人材を社会に送り出すことのみではなく、日々の研究の成果を社会に還元することである。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p>(社会への貢献) ○ 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度 ○ 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況 ○ 教育研究の成果の社会への還元状況 ○ 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況</p>	<p>【現状】 2008年度も、「リバティアカデミー」の講座に講師を派遣し講義を実施した。 2008年度においては、具体的に下記に列挙するもの等の実績がある。 ・環境省(疫学研究に関する審査検討会) ・環境省(国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会) ・環境省(中央環境審議会臨時委員) ・経済産業省(産業構造審議会貿易経済協力分科会) ・厚生労働省(厚生科学審議会専門委員) ・厚生労働省(中央労働委員会関東区域地方調整委員) ・総務省(ICTビジョン懇談会 基本戦略ワーキンググループ) ・総務省(情報通信審議会委員) ・総務省(情報通信分野におけるエコロジー対応に関する研究会) ・内閣府(生命倫理専門調査会) ・内閣府(総合科学技術会議専門委員) ・神奈川県消費生活審議会委員 ・新宮市(熊野学センター建設検討委員会) ・新宮市(地域学サミット in 熊野新宮) ・千代田区(個人情報保護審議会委員) ・国立国際医療センター(ヒトES細胞研究倫理審査委員会) ・財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構(紛争処理委員) ・財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター(欠格要件の在り方検討会委員) ・財団法人東京都医学研究機構(倫理審査委員会委員) ・人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館客員教員(教授)) ・人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館共同研究) ・人間文化研究機構(人間文化研究機構連携研究員) ・独立行政法人 日本学術振興会(特別研究員等審査会専門委員・国際事業委員会書面審査員) ・独立行政法人国際協力機構(カンボジア法制度整備プロジェクト) ・独立行政法人国際協力機構(ベトナム国法整備支援プロジェクト) ・日本弁護士連合会(裁判員制度実施本部) ・MIHO MUSEUM(「蕪村のすべて」シンポジウム) 【長所】 上記「リバティ・アカデミー」及び公開講座におけ</p>	<p>●2009年度以降も、「リバティアカデミー」の講座への講師の派遣を予定している。 ・今後とも、広く市民に親しまれる公開講座を開設できるよう努める必要がある。 ・今後とも、教育研究上の成果を市民に還元できるよう努める必要がある。</p>

る講座数, 受講者数は毎年確実に増加している。また, 教育・研究成果の市民への還元についても, 各種分野に及び増加傾向にある。

【問題点】

学外での市民講座や産業界との連携がやや不足している。

[公開講座の開設状況]

※シンポジウム、講演会は含めない。公開講座とは、授業に匹敵する学習機会を提供するもの。

年度	年間講座数	募集人員	参加者	平均受講者数
2006年	なし			
2007年	なし			
2008年	なし			

(企業等との連携)

- ・ 企業と連携して社会人向けの教育プログラムを運用している大学・学部における, そうした教育プログラムの内容とその運用の適切性
- ・ 寄附講座, 寄附研究部門の開設状況
- ・ 大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策
- ・ 企業等との共同研究, 受託研究の規模・体制・推進の状況

※以下、知財機構のみ対象

- ・ 特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況
- ・ 「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかるルールの明確化の状況
- ・ 発明取り扱い規程, 著作権規程等, 知的資産に関わる権利規程の明文化の状況

【現状】

現在は行っていない。

【問題点】

学部として企業等との連携体制は構築されていない。

・問題点に対する改善方策

今後, リバティアカデミー及び社会連携知財本部との関係を明確にし, 法学部として可能な体制づくりを検討する。

8 教員組織

(1) 学部等の教員組織

教員組織に関する目標		
<p>【目的・目標】 過去数年、本学部では、高度専門職業人養成型大学院である法科大学院を開校し軌道にのせることに力を注ぐ一方で、学部教育のありかたについても検討を重ね、カリキュラムの改革等を行ってきた。本学部の学部教育を、「教養科目と専門教育を中心に教育する」という一般的な姿勢を踏まえつつ、法学素養を身につけさせる教育を行う場として再構築し、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という本学部の伝統的な理念を適切に遂行するように改革をしてきた。</p> <p>この教育目標の達成のために、学生数 40 人に対して専任教員 1 人の体制を目標にして、長期的な教員採用計画を行っている。しかし、法科大学院への教員の移籍などで、思うように進まなかった。今後、定員数を減らすか、専任教員の大幅な補充をしない限り、教育環境として劣悪な状況が続くことになる。</p>		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p>(教員組織) ○ 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性 ○ 大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか) ○ 主要な授業科目への専任教員の配置状況 ○ 教員組織の年齢構成の適切性 ○ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性 ・ 教員組織における社会人の受け入れ状況 ・ 教員組織における外国人の受け入れ状況 ・ 教員組織における女性教員の占める割合</p>	<p>【現状】 法科大学院への専任教員の移籍やカリキュラムの変更等によって、主要科目の専任教員数は不足している。現状では、専任・兼任の比率は、約 1:2.76(専任 83 名、兼任 229 名)となっている。専任教員の平均年齢は、2008 年 5 月現在、52.3 歳となっている。専任教員と兼任教員とのあいだの連絡調整のために「教科書会議」等を実施し、専任と兼任の担当者が教育方針や授業のあり方をめぐって活発に話し合っている。科目によっては、共通教材を作成して使用している。また、和泉と駿河台で授業担当教員の懇親会を年一回実施し、相互理解につとめている。また、法科大学院では、実務家教員というかたちで社会人の受け入れを積極的に行っているほか、学部レベルでもその動きが始まっている。2008 年 4 月 1 日の時点で、3 名の外国人の専任教員がいるほか、2 名の外国人特任教員がいる。2008 年 4 月 1 日の時点で、専任教員 83 名中 10 名が女性である。また、専任教員一人当たり学生数は 48.1 名(2008 年 5 月 1 日現在の学生数 3,990 名)となっている。</p> <p>【長所】 兼任教員に多くを依存しているため、「教科書会議」や「懇親会」あるいは他の勉強会や共通教材の開発は大変に役立っている。社会人、外国人、女性の専任教員の増加が最近の傾向であり、これは教育環境の多様化を促進する効果をもっている。</p> <p>【問題点】 専任教員の不足が問題である。現在の専任教員 1 人に対する学生数は、理想とはほど遠いと言わねばならない。専任教員の大幅な補充を求め一方、本学部としては、2008 年度から定員を 200 名減らす決定をした。しかしながら、当初は 2008 年度開設の新学部「国際日本学部」に学生定員を割</p>	<p>● 学長から提示されたスチューデント・レイシオ 40 を実現するために、専任教員の増員を要求するとともに、教授会決定された学生定員の削減へ向けた方策を大学当局と探っていく。これに加え、補充人事においては、社会人、外国人、女性の専任教員の採用を積極的に進めつつ、若手教員の採用に努める。</p>

り振ることによって定員削減を実施する計画であったが、新学部が収容定員純増により設置されたため、具体的な手順の変更を余儀なくされている。さらに、新しい分野の専門科目の専任教員がいないことも問題である。

50代、60代の専任教員が、他の年代と比べてやや多く、全体の年齢構成に問題がある。

[収容定員／専任教員数＝Student ratio]

学 部	専任教員数(※)	学部収容定員	Student ratio
法学部	83	3,990(在籍学生数)	48.1%

※在籍学生数は2008年5月1日現在。

専任教員数に、専任助手、特任教員及び客員教員は含まない。

[主要な授業科目への専任教員の配置状況]

(単位:科目数・%)

種類	開講科目数						総開講科目数	
	専任教員		兼任教員(学内)		兼任教員(学外)			
主要科目	149	55.60%	18	6.71%	101	37.69%	268	100.00%
その他	521	32.80%	154	9.70%	913	57.50%	1,588	100.00%
合計	670	36.10%	172	9.27%	1,014	54.63%	1,856	100.00%

※主要な授業科目とは、必修科目とする。

[教員組織の年齢構成]

(単位:人・%)

年代	教授	准教授	講師	合計	割合
20代	0	0	0	0	0%
30代	0	6	4	10	12.0%
40代	6	11	2	19	22.9%
50代	28	4	0	32	38.6%
60代	22	0	0	22	26.5%
合計	56	21	6	83	100.0%

[社会人教員の状況]

2008年度	採用数	在籍総数	教員数	社会人教員の%
社会人教員				

[外国人教員の状況]

2008年度	採用数	在籍総数	教員数	外国人教員の%
外国人教員	0	3	83	3.61%

[女性教員の状況]

2008年度	採用数	在籍総数	教員数	女性教員の%
女性教員	0	10	83	12.1%

(教育研究支援職員)
 ○ 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
 ○ 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
 ・ TAの制度化の状況とその活用 of 適切性

【現状】
 2008年5月現在、本学部には15名のTAと9名の助手がいる。全学的にTA・RA制度が実現しているが、まだまだ手薄であり、特に教育教材作成、判例整理、サブゼミ指導、情報教育の補助などの面で充実が望まれている。また、TA制度に関しては、留学生やスポーツ学生(スポーツ特別入試)のためのチュータ的な指導を行っている。さらに、スポーツ学生の入学前学習指導として、外国語(英語)と読書感想文を課しており、課題作成・添削指導においてTAが大きな役割を果たしている。今後、この入学前学習指導はほかの学生にも向けられる可能性があるため、その意味でもTA、RAの充実は必要である。なお、TAは月1回、連絡会議を開催し、支援業務の内容、月間の業務計画などを打ち合わせており、これには学部事務室からも職員が出席し、指導、助言を行っている。また、TAは毎年度末に業務報告書を作成し、教授会に報告している。さらに、学部における助手の教育アシスタント業務については助手を本来の目的である研究へ専念させるために、2006年度は業務量を減らし、2007年度からは完全に業務内容から外した。それに伴い同業務に携わるTAの人数・時間数ともに増やした。現在、TAの人数は適正に確保されており、今後とも継続的にTAが確保できるよう努めたい。
 2006年度助手(6名)TA(12名)
 2007年度助手(6名)TA(11名)
 2008年度助手(9名)TA(15名)

【長所】
 スポーツ学生・留学生のための学習支援、特に専門科目の学習支援にTAは大きな役割を果たしている。特に本学部の場合、専任教員の数が不足している上に、専門科目の講義内容が学生諸君にとっては難解であるため、それを補う上でTAの果たす役割は大きい。

【問題点】
 学習支援室にTAを配置しても、学生が日常的に訪れることは少なく、試験前の時期に集中的に殺到してい

●TAによる学習支援を大いにPRすると共に、各種運動部やサークルの顧問とも緊密に連携を図るため、課外活動の部長や顧問との定期的な会合を計画する。また、専任教員とTAとのきめ細やかな連携を図るため、定期的に会合を計画する。

	る。この結果、TAの学習支援が単なる試験対策に随しているくらいがある。また、専任教員とTAとの連携も十分とは言い難い。	
<p>(募集・任免・昇格等の基準・手続)</p> <p>○ 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性</p> <p>・ 任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況</p>	<p>【現状】</p> <p>本学部では、「人事計画委員会」が設置されており、全学的な「教員の募集・任免・昇格に関する基準」が守られるように、そして、すでに教授会で了承された長中期の人事計画がスムーズに実現できるように、この委員会が中心的な役割を果たしている。教員選考そのものは審査委員会が行なうが、基準と手続きの明確化もこの委員会が行なっている。なお、本学部では、2003年から、教員人事においては公募を原則とする決定を下している。ただし、任期制等の教員の流動化については、法科大学院ではおこなっているが学部では導入していない。</p> <p>【長所】</p> <p>教員人事に関して、透明性、公平性、適切性が図られる。</p> <p>【問題点】</p> <p>「人事計画委員会」と各科目との緊密な連携が必要である。</p>	<p>●「人事計画委員会」と各講座や各科目群とが緊密に連携し、長期的な人事計画を策定する。</p>
<p>(教育研究活動の評価)</p> <p>○ 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性</p> <p>○ 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性</p>	<p>【現状】</p> <p>教員の研究活動に関しては、学会誌や紀要等に発表される論文、所属する学会やシンポジウム等での研究発表等で、適切になされており、教員の採用・昇格にあたって、客観的な評価がなされてきている。一方、教員の教育活動に関しては、教育成果の客観的な評価は必ずしも容易ではないという認識がある。伝統的に、教員の採用の選考にあたっての評価基準としては、研究能力の客観的な評価が中心になっているが、近年は採用面接の際に公開模擬授業を実施している例もある。一方、法科大学院の実務家教員の場合には、今までとは異なったフレキシブルな評価基準をすでに導入している。</p> <p>【問題点】</p> <p>研究活動及び教育活動の両面において情報を共有し、教育の計画的履修・段階的履修のために役立たせる必要がある。</p>	<p>●教育成果の客観的な評価には困難な面が多いが、それとは別に、より良い教育活動の実現のために、むしろ各科目で、授業のあり方をめぐる意見交換をしたり密接な連携をとったりして、全体の教育レベルを上げていく。このための効果的な方法として、科目のデジタル・コンテンツ化を推進することと、オープンコースウェアによって授業内容を公開すべく問題点の整理を行う。</p>

(2) 大学院研究科の教員組織 (略)

9 事務組織

事務組織に関する目標		
<p>★ 目的・目標</p> <p>建学の精神に基づき、学部教授会において決定される教育研究に関わるさまざまな問題や提案に対して深い理解を有し、教学組織に対して適切なサポートならびに企画立案を行う支援・連携協力体制を整備する。</p>		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策

<p>(事務組織の構成) ○ 事務組織の構成と人員配置</p>	<p>【現状】 2007年度に行われた事務機構再編により、和泉・駿河台の事務室が同グループに集約され、良好なコミュニケーションが図られているとともに、特別入学試験や各種行事での連携が強化された。</p> <p>【長所】 和泉・駿河台の事務室が集約されたことにより、相互の業務・問題点等情報の共有化が図られ、業務の効率化に貢献している。</p> <p>【問題点】 国際交流・資格試験対策等、従来学部事務室で担当していなかった業務が単純増になり、逆に2006年度には人員が1名減になったため、業務量が増加し、学生・教員サービスの低下が懸念される。</p>	<p>・一層の業務効率化を目指すとともに、例えば、資格試験対策講座について、国家試験指導センター等、他部署への業務移管を進める。</p>
<p>(事務組織と教学組織との関係) ○ 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況 ○ 大学運営における、事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方途の適切性</p>	<p>【現状】 事務分掌規程と教授会規程に基づいて、相対的独自性が確保され、同時に有機的に連携が保たれている。2007年度に行われた事務機構再編により、和泉・駿河台の事務室が同グループに集約され、一層の連携強化を図っている。また、職員は教授会等、学部の教育研究に関わる各種会議体に事務局として運営のサポートと実質的に政策の合意形成に協力している。</p> <p>【長所】 2007年度に行われた事務機構再編後も、学部事務室(グループ)として実質的に学部に付随し、なおかつ独立した組織であるので、学部執行部ならびに教授会の意向に沿った形でのサポート体制が組織できている。また、教授会等、学部の教育研究に関わる各種会議体に事務局として関わることができ、教学組織と事務組織は独立した組織ではあるが、現在は有機的な連携が保たれている。</p> <p>【問題点】 日々の業務量の増大や事務職員の削減にともない、専門性が求められる新しい改革に対してのサポート体制が不十分となりつつある。</p>	<p>2007年度に行われた事務機構再編後も、現行業務の分析および改善案の検討を継続し、業務改革に努める。</p>
<p>(事務組織の役割) ○ 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性 ○ 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性 ○ 国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況 ○ 大学運営を経営</p>	<p>【現状】 学部執行部会、学部内各種委員会に事務局として参加し、執行部や委員長と連携協力し、会議資料の作成や企画立案のサポートをしている。また、学部執行部と協力し、単年度計画書・中長期計画書の作成に関わり、具体的な予算の編成・学内担当部署との折衝窓口となっている。</p> <p>国際交流、入試、就職などの専門性の高い業務については、専門部署を置き対応している。また、法学部としても、学部独自の就職セミナーを開催し、法学部の学生の就職への動機付けの一端を担っている。</p> <p>【長所】</p>	<p>キャンパスを一元化することが、解決への近道であることは間違いないが、それに伴う障壁はあまりにも大きい。であるので、2007年度からの事務機構改革の中で、現在の細分化された事務組織や事務分掌を見直す。</p>

面から支えうるような事務機能の確立状況	<p>学部執行部会、学部内各種委員会に事務局として参加し、執行部や委員長と連携協力し、立案段階から協力体制が組んでいる。</p> <p>【問題点】 和泉校舎と駿河台校舎に分かれて事務局が存在しているため、業務の効率化が図りにくい(例えば、履修・成績や学籍管理といった業務をそれぞれ行っている)。</p>	
<p>(スタッフ・ディベロップメント(SD)) ○ 事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性 ・ 事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性</p>	<p>【現状】 職場研修制度により、現在抱えている課題とその解決方法について検討する場を設けている。業務の専門性を高める目的としては、学外団体主催の各種研修があり、職員が随時参加して自己啓発を図っている。また、他大学の大学院の大学アドミニストレータ専攻にも職員を派遣している。</p> <p>【長所】 職場研修では、部署の構成員が時宜を得た課題を持ち寄り全員で討議をすることにより、課題とその解決策について共通の認識を持つことができる。</p> <p>【問題点】 業務繁忙期には、とくに学外団体主催の複数回数行われる研修について、継続して研修を受けることが困難になることがある。</p>	<p>研修に参加しやすくできるよう、業務の効率化を図るとともに、職場内の協力体制をとる。職場内の協力により研修に参加した者は、職場研修の際に報告を行う。</p>

10 施設・設備等

施設・設備に関する目標		
<p>★目的・目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学・学部の理念・目的を達成するよう教育・研究を行う上で、十分な施設・設備を整備する。 ・大学・学部の施設・整備を適切に管理・運用する。 		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p>(施設・設備等の整備) ○ 大学・学部の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性 ○ 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況 ・ 記念施設・保存建物の管理・活用状況</p>	<p>【現状】 (駿河台) リバティタワーやアカデミーコモンにおいて、多くの教室が提供されている。 (和泉) メディア棟の建設が実現した。</p> <p>【長所】 (駿河台) リバティタワーやアカデミーコモンの完成により教室環境など教育関連のハードの面ではかなり改善されている。 (和泉) メディア棟ができたことにより、教育環境が一定程度改善した。</p>	<p>(駿河台) ・研究・教育・文化と知のアーカイブを中心とする駿河台地区再開発を具体的に推進する。 ・それまでの対応策として、空き教室の利用を認め、これに関する情報を学生に提供する。 ・現在リバティタワーに設置されているサポートデスクとネットワークサポートデスクなどの施設・設備を統合化することと、教員室における支援業務を確立するための場所を確保する。そして、和泉校舎に設</p>

	<p>【問題点】 (駿河台) ・学部4年間一貫教育を実現するための基盤が整備されていない。 ・教育機器の利用等について、十分な教育支援がなされていない。 (和泉) ・専門と教養という二元的な図式が維持されている。</p>	<p>置かれた統合的なワンストップサービスを目指した和泉 AV・IT サポートデスクの駿河台校舎版を実現する。 (和泉) ・専門と教養という二元的な図式から離脱した新しいランド・デザインを構想する。 ・メディア棟利用の問題点の所在を明らかにして、メディア棟を逐次教員・学生の意向を汲んだ、使い勝手のよいものとする。</p>
<p>(キャンパス・アメニティ等) ○ キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況 ○ 「学生のための生活の場」の整備状況 ○ 大学周辺の「環境」への配慮の状況</p>	<p>【現状】 2003年10月に、駿河台A地区(リバティタワー・研究棟・中央図書館)を対象として、環境保全にかかわる国際規格であるISO14001を取得した。その認証運営として、サーベイランスの受審や全部門を対象とした内部環境監査等を実施している。 法学部からも環境保全推進実行委員や推進実行員を出しており、ISO14001の認証運営に関与している。法学部は、サーベイランス(2007年度)および内部監査(2004年度～2008年度)を受審し、いずれも指摘事項等はなかった。 ・本学は、学生生活をサポートするものとして、奨学金、サークル・体育会、アパート・アルバイト紹介、セミナーハウス、学生健康保険、学生相談室等を用意している。</p> <p>【長所】 大学内の構成員(教職員等)や準構成員(学生等)において、環境に対する意識が高まってきている。</p> <p>【問題点】 環境に対する具体的な取組みが必ずしも十分に行われているとはいえない。学生相談の利用に対して、それに対応する人的・物的資源が必ずしも十分であるとはいえない。</p>	<p>構成員および準構成員の環境に対する意識をさらに高めるような取組みの実施を大学に働きかける。</p>
<p>(利用上の配慮) ○ 施設・設備面における障がい者への配慮の状況</p>	<p>【現状】 ・リバティタワー、アカデミーコモン、研究棟等においては、エレベーターが設置されている。</p> <p>【長所】 障害者への配慮について一定の措置が講じられている。</p>	
<p>(組織・管理体制) ○ 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況 ○ 施設・設備の衛</p>	<p>【現状】 外部業者にも委託して、衛生・安全を確保するシステムが確立されている。また、研究室については、研究室の施錠を呼びかけているほか、守衛係員に頻繁にパトロールしていただいている。</p>	<p>大学全体で統一的な組織・管理体制の一層の連携を検討する必要がある。またプライバシーの観点からも安全体制を構築する必要がある。</p>

<p>生・安全を確保するためのシステムの整備状況</p>	<p>【長所】 現在のところ、大きな衛生・安全上の問題は生じていない。</p> <p>【問題点】 建物の構造上、外部者の侵入を防止することができない。駿河台研究棟については、外部者は4階の事務室を通すとのルールが必ずしも守られていない。また、研究室への勧誘の電話も防止することができない。</p>	
------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

11 図書および電子媒体等

図書及び電子媒体等に関する目標		
<p>★目的・目標 図書・電子媒体等の資料を体系的・計画的に整備し、利用者の有効な活用に供する。</p>		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p>(図書、図書館の整備) ○ 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性 ○ 図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性</p>	<p>【現状】 継続図書(外国の判例集など)の購入費が増大している。そのため、研究上必要な書籍の購入費(研究用図書費)を圧迫しており、事実上新たな外国の学術論文等の所蔵ができないという事態も生じている。 図書館には主に外国の重要な学術雑誌で所蔵されていないものもある。 ローライブラリーには、法学関係の図書・雑誌を中心に資料が所蔵されている。 主に中央図書館では、蔵書数の増大に伴い、書架の蔵書スペースに余裕がなくなり、雑誌のバックナンバーや一部の書籍については、保存書庫(生田図書館)で所蔵せざるをえなくなっている。 機器・備品については、自動貸出機・自動書庫・情報コンセント(いずれも中央図書館)などが整備されている。 学生閲覧室の座席数は、2009年3月31日現在で、中央図書館(駿河台校舎)で1,274席、和泉図書館で1,049席である。 開館時間は、夏季・冬季休業期間などを除き、原則として、中央図書館では、月曜～金曜が8時30分～22時、土曜が8時30分～19時、休日が10時～17時であり、和泉図書館では、月曜～金曜が8時30分～22時、土曜が8時30分～19時、休日は休館となっている。 図書館ネットワークの整備は、図書館ホームページが整備され、OPAC(蔵書目録検索)、ポータルサービス(利用者各自で貸出予約・貸出期限延長・大学内他館からの蔵書取り寄せができるサービスシステム)などの利用が可能である。</p> <p>【長所】 図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とそ</p>	<p>継続図書の中には比較的安価な電子媒体で代替可能なものもあるので、それによって購入費を捻出する。 図書館未収蔵の外国学術雑誌については、ローライブラリーに所蔵されているものもあるので、それを活用する。 電子媒体の資料を導入することにより、蔵書スペースを確保する。 図書館利用者に対する利用上の配慮については、休日に書庫へ入庫できるようにし、また同じく休日に貸出業務を行うよう学内委員会等で働きかける。</p>

	<p>の有効性、適切性については、一般閲覧室のほかグループで討議しながら利用できる共同閲覧室が設けられるなど、利用者の利用目的に応じて差別化を図るなどの工夫も見られる。</p> <p>【問題点】 継続図書(外国の判例集など)の購入費が増大しているため、研究上必要な書籍の購入費(研究用図書費)を圧迫しており、事実上新たな外国の学術論文等の所蔵ができないという事態も生じている。 図書館には主に外国の重要な学術雑誌で所蔵されていないものもある。 中央図書館の利用者が保存書庫の文献を閲覧・借り出しをする場合、申し込んで少なくとも1日待たなければならないという事態が生じている。</p>	
<p>(情報インフラ) ○ 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況 ○ 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性 資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター(例えば、保存図書館など)の整備状況や電子化の状況</p>	<p>【現状】 本学の図書館では、ホームページ上に OPAC (蔵書目録) 検索が可能である。 このほか、同じく図書館ホームページ上で、本学の学生・教職員であれば誰でも利用できるサービスとして、「外部データベース」「電子ジャーナル」を挙げることができる。 外部データベースは、調査・研究に役立つものであり、NACSIS-IR や LexisNexisAcademic などを利用することができる。 電子ジャーナルは、コンピューター・ネットワークを介して電子的に配信される学術雑誌であり、タイトルによっては目次だけでなく、抄録や本文まで表示することもできるものである。 他大学との協力状況については、文献相互貸借・文献複写を行っている。このほか、8 大学(明治・青山学院・國學院・学習院・東洋・法政・明治学院・立教の各大学)の協力組織「山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム」では、各大学の学生・教職員が各図書館の利用・目録情報の横断的検索・図書の貸出サービスを受けることができる。なお、同コンソーシアムに加盟している他大学から本学への来館者が、コンソーシアム全体の半数を超えている状況である(明治大学図書館「2007 年度図書館年次報告書」25 頁)。</p> <p>【長所】 他大学と比較しても相当程度充実したサービスを行っている。</p> <p>【問題点】 サービスの改善についてはさらなる余地がある。</p>	<p>他大学との連携の拡大、他大学での利用時の手続の簡素化など、サービスを一層拡大する。</p>

12 管理運営

管理運営に関する目標

★目的・目標

教育理念・目的を達成するために、教授会をはじめ学部内委員会等が適切かつ効果的に運営されるよう、管理・運営を行う。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p>(教授会, 研究科委員会) ○ 教授会の役割とその活動の適切性 ○ 学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性 ○ 学部教授会と評議会, 大学協議会(学部長会)などの全学的審議機関間の連携及び役割分担の適切性 ○ 研究科委員会等と学部教授会間の相互関係の適切性</p>	<p>【現状】 ・教授会の自治の観点から, 教授会規程 7 条に掲げられた事項すべてについて, 教授会の議決を経て運営されている。教育課程については, 教授会内に設置されたカリキュラム改革検討委員会の答申に基づいて審議し, 議決するという方式をとっている。2005 年度より, 新しいカリキュラムを導入した。また, 人事に関しては, 専門科目委員会, 教養科目委員会の予備審査を経た上で, 教授会で審議し, 議決されている。なお, 専任教員の新規採用を適切にすすめるため, 人事計画委員会が設置され, 公募を基本として中長期の人事計画や単年度計画の原案が策定されている。 ・学部長は教授会の議長となり, 教授会で議決された事項について職務を履行するという関係にある。 ・評議員として学部から通常数名が選出されるほか, 学部長は職務上の評議員となり学部長会等審査会を通じて連携している。</p> <p>【長所】 ・教授会ならびに各種委員会の権限は学内規定および学部規定で明示されており, 民主的な運営がなされていると考える。</p> <p>【問題点】 ・教育課程や教員人事について, さらに新しい時代に即した体制を整える必要がある。 ・全学的な審議機関の機能分担が必ずしも明確ではない。</p>	<p>・専任教員の採用に関し, 年齢構成のアンバランスの解消, 外国人教員の採用, 客員教員等の活用などへ向けたアクション・プランの策定, 教員採用基準・手続きの一層の明確化・透明化・客観化について, 今後も検討する必要がある。</p> <p>・連合教授会、学部教授会、学部長会、教務部委員会などの全学的審議機関の機能分担を明確にする必要がある。</p>
<p>(学部長等の権限と選任手続) ○ 選任手続の適切性, 妥当性 ○ 権限の内容とその行使の適切性 ○ 補佐体制の構成と活動の適切性</p>	<p>【現状】 学部内規によって, 予備投票による上位 3 者の候補者が所信を表明している。学部長は, 出席した議決権を持つ教授会員の過半数の同意を得て推薦される。学長は, 連合教授会において候補者が推薦され, 共通事項について, 全学的観点から学長のもとで運営されている。</p> <p>【長所】 現在のルールとその実施状況は, 手続の透明性・公平性において適切・妥当なものと考えている。</p> <p>【問題点】 学部長選出について, 将来的に, 事前立候補制と立会演説会等の導入について検討する必要がある。</p>	<p>・法学部執行部において事前立候補制について検討する。</p>
<p>(意思決定) ○意思決定プロセス</p>	<p>【現状】 連合教授会規程等により, 意思決定プロセスは明</p>	

<p>スの確立状況とその運用の適切性</p>	<p>文化されている。また、学長の方針は、「学長室だより」等の広報文書や教授会を通して教員に周知されている。</p> <p>【長所】 大学の意思決定プロセスと意思を全学的に周知させるシステムは適切に運用されていると考える。</p> <p>【問題点】 特になし。</p>	
<p>(法令遵守等) ○ 関連法令等および学内規定の遵守 ○ 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況</p>	<p>【現状】 学校教育法その他関連法令および学則等各規定を遵守している。</p> <p>【現状】 1999年に制定された、個人情報の保護に関する規程に基づき的確に取り扱われている。証明書発行申込書・各種講座申込書等、学生・卒業生が記入する様式には、当該個人情報使用の目的を明記し、的確に管理している。</p>	

13 財務

財務に関する目標		
<p>★目的・目標</p> <p>学部の長・中期および単年度の教育・研究計画に基づきその計画を実現するための予算の立案・要求ならびに配分された予算についての適正な執行をする。</p>		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p>(中・長期的な財務計画) ○ 中・長期的な財務計画の策定およびその内容</p>		<p>学部においては、教育・研究計画の検証を絶えず行う。また、大学予算のみに依拠しない方策(外部資金の獲得など)を検討する。</p>
<p>(教育研究と財政) ○ 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤(もしくは配分予算)の確立状況</p>		<p>学部においては、教育・研究計画の検証を絶えず行う。また、大学予算のみに依拠しない方策(外部資金の獲得など)を検討する。</p>
<p>(予算編成と執行) ○ 予算編成の適切化と執行ルールの明確化 ・ 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況</p>	<p>【現状】 学部に配付された予算は、予算科目内訳説明書により項目ごとに配分し、この配分に基づき予算を執行している。執行状況は、公認会計士による法定監査において確認されるとともに、教授会員の求めがあればいつでも開示できるようにしている。教育振興費における各計画は、学部執行部においてその効果を検証し、次年度の計画立案に反映させ</p>	

	ている。 【長所】 予算配分とその執行について、明確性、透明性、適切性が保たれている。	
(財務監査) ○ 監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携	【現状】 学部予算は、学部事務長が予算管理者として管理をしており、監査等の時には予算の管理および執行状況について説明をしている。監査は、公認会計士による年1～2回の法定監査が行われている。 【長所】 適切に運用されている。	

14 自己点検・評価

自己点検・評価に関する目標		
<p>★目的・目標</p> <p>各教員個人ではなく組織によって自己点検・評価をおこない、さまざまな問題点を厳正かつ客観的に洗い出すことで、社会が大学に対して求めている現代的な教育を可能にするためのシステム構築を不断に追求してゆく。</p>		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
(自己点検・評価) ○ 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性	【現状】 1996年の法学部教授会において「法学部自己点検・評価委員会規程」が定められ、それに基づいて7名の委員によって自己点検・評価の作業が実施されている。各委員の担当項目の分担設定、執筆、同内容の検討等、年数回の会議を重ね、法学部執行部との連携のもとに、修正、加筆等を行いながら、報告書を完成するというのがその作業過程である。自己点検評価の結果を教授会に報告し、各教員が共通認識を形成するよう努めている。また、2007年度には大学基準協会による大学評価を受けた。 【問題点】 各種点検項目の定量的評価が困難であり、点検・評価の客観性を担保することができない。	各種データの取得に努めるとともに、分析・評価方法の検討を進める。
○ 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性	【現状】 当委員会は、学部から、独立した組織として構成されている。また、2005年度から、学部の年度計画書の記載項目を自己点検・評価の項目と合わせている。 【長所】 こうした改革によって、学部の現状、課題、改革の結果等の客観的分析が可能となり、また、計画書	

	に基づく実施・検討状況を点検・評価しやすくなった。	
（自己点検・評価に対する学外者による検証） ○ 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性	【現状】 自己点検・評価の結果は、学部教授会に報告され、意見を聴取するとともに、教学自己点検・評価報告書に集約され、公表されている。2007年度は大学基準協会による大学評価を受けた。 【問題点】 学部の教員によって構成されている自己点検・評価委員会のみで、作業の厳正さと客観性を十全に達成し得るか、という疑問が生じ得る。	定量的な検証方法を検討する。
・ 外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続の適切性 ・ 外部評価結果の活用状況	【現状】 2007年度は大学基準協会による認証評価を受け、適合の認定を受けた。	
（大学に対する社会的評価等） ・ 大学・学部・大学院研究科の社会的評価の活用状況 ・ 自大学の特色や「活力」の検証状況	【現状】 大学・学部に対する社会的評価がどのようになっているか、また、特色ある教育研究がなされているか否か。これらについて、学部として十分に把握しているとは云い難い。 【問題点】 大学・学部に対する社会的評価の把握が十分でないため、時代に即応した教育システムの改善が適切におこなわれているかどうか明瞭でない。	大学基準協会による認証評価を分析し、改善に生かす。また、大学・学部に対する社会的評価を検証するための組織を早急に立ち上げる。
（大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応） ○ 文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応	【現状】 自己点検・評価全学委員会を対外的な窓口として、学部等自己点検・評価委員会で対応している。	

15 情報公開・説明責任

情報公開・説明責任に関する目標		
★目的・目標		
組織・運営の状況について積極的に情報を公開し、社会に対する説明責任を果たしていくことが要請されている。そのために、学部の教育理念に基づく活動の現状についての情報を積極的に公開していかなければならない。		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
（財政公開） ○ 財政公開の状況	・現状 学部の財政は、大学全体の財政の一部として、全学的な仕組みのなかで公開されている。	

<p>とその内容・方法の 適切性</p>	<p>・長所 社会に対する説明責任を十分に果たす形で財政内容は公開されている。</p>	
<p>(情報公開請求への対応) ○ 情報公開請求への状況対応とその適切性</p>	<p>【現状】 全学的に対応している。</p> <p>【長所】 公共性の高い学校法人として、社会への説明責任を果たしている。</p>	
<p>(点検・評価結果の発信) ○ 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性 ○ 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性</p>	<p>【現状】 学部における自己点検・評価の結果は学部教授会に報告され、検討されることになっている。その後、教学自己点検・評価報告書に集約され、公表されている。</p> <p>外部評価制度の欠如が問題点であったが、2007年に大学基準協会の外部評価を学部も受けており、この問題点は解消した。外部評価結果は、インターネット上で広く公開されている。今後も、自己点検・評価の客観性を保ち、説明責任を明確に果たして行くために、全学的対応のなかで外部評価を受けていく予定である。</p>	